

平成 20 年第 3 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成 20 年 9 月 19 日（金曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 相澤 耀司

副委員長 吉田 瑞生

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

税務課長 菅野 敏

収納課長 鈴木 春夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 佐藤 実

下水道課長 櫻井 友巳

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

監査委員事務局長 大友 辰夫

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

午前 11 時 10 分 開会

● 正副委員長の選任

○松戸議会事務局長

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

決算の審議、大変御苦労さまでした。

引き続き補正予算の審議に入りますが、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、建設水道常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は相澤耀司委員となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は相澤耀司委員に決しました。

以上で私の役目を終わります。

(阿部五一臨時委員長退席、相澤耀司委員長席に着く)

---

○相澤委員長

一言ごあいさつを申し上げます。

連日の審議、大変お疲れさまでございます。もう少しでございます。本日も元気に審議を進めていただきたいと思いますので、御協力よろしくお願ひ申し上げます。

---

○相澤委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項によりまして、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には吉田瑞生委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

● 議案第 57 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 3 号)

○相澤委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 57 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 3 号) から、議案第 62 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 1 号) までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者からの提案理由説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認め、さよう決します。

それでは、まず議案第 57 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

● 歳出説明

○相澤委員長

関係課長等から順次説明を求めます。

● 2 款 総務費

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、資料 1 の 45 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳出の方から御説明させていただきます。

2 款 1 項 4 目財政管理費で 61 万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、一般の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に基づきまして、このたびの議会でも御報告させていただいておりますが、健全化判断比率等の新たな財政指標や、平成 20 年度の決算からその整備を求められております新地方公会計システムに基づく財務諸表の整備に当たりまして、関連する各種データの集計を行うためのソフト購入に係る経費でございます。

○伊藤市長公室長

次に、8 目企画費の 13 節委託料におきまして、164 万 3,000 円の増額補正でございます。

まず、説明欄 1 の、中心市街地活性化事業に要する経費でございますけれども、これは中心市街地活性化基本計画見直しに係る住民意向調査業務委託料について、県から 50 万円の補助金が交付されることとなりますことから、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、説明欄 2 の、行政経営調整に要する経費で 164 万 3,000 円の補正増をお願いするものであります。行政評価につきましては、成果志向の組織へと変革すること及び住民への説明責任を果たすことを目的といたしまして、行政評価制度を導入することとして、現在、事務事業評価に取り組んでいるところでございます。

そのため、平成 23 年度を初年度とする第 5 次総合計画の策定に合わせて、総合計画の進行政管理、予算編成、定員管理、育成評価、広報広聴などの各システムが行政評価を基幹として有機的に連動するように整備し直すことから、この支援業務の委託料の補正をお願いするものでございます。

○伊藤交通防災課長

次に、交通安全対策費で 11 万 2,000 円の財源組み替えを行うものでございます。これは、県支出金の市町村振興総合補助金のうち、市町村交通安全対策推進事業に係る交通安全指導隊設置運営事業において、交通安全指導隊員数が当初見込み数より減数になったことによるものでございます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、12 目財政調整基金費で 120 万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成 19 年度におきまして、財政調整基金の繰り入れを行わずに決算することができたことから、基金の残高が当初予算編成時点で見込んでいたよりも増額となったことによる、預金利子の増額分でございます。

○菅野税務課長

次の 47 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 2 目賦課徴収費、1、住民税賦課に要する経費でございます。1,904 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成 20 年度地方税法の改正に伴い、公的年金等の特別徴収制度が創設され、21 年、来年 10 月支給分から実施されることになっております。

このことから、ことし 4 月、総務省主催の特別徴収制度の導入に向けたシステム整備に関する説明会が開催され、この中で、社会保険庁と各市町村の情報の振り分けのための経由機関である社団法人地方税電子化協議会との情報伝達の手段として、地方税電子申告システムであるエルタックスを活用して実施するため、関連するシステム整備が急務であるとの説明が行われております。

その中で、社会保険庁からの公的年金等支払い報告書につきましては、平成 20 年中の公的年金等の支払いに係るものから、経由機関を通じて、電子データにより各市町村に提供されることになっております。新たに情報伝達することやシステム改修時期が早まったため、今回の補正に至ったものでございます。

13 節委託料につきましては、市町村と経由機関をつなぐ部分で、各市町村において個別に審査システムを事前に構築し、維持管理する必要がありましたが、既に民間事業者による地方自治体でデータをやりとりするための広域ネットワークを介して、そのプログラムを各団体へ有料で提供するサービス形態である、LGWAN-ASP サービスが開始されております。

これらを活用することにより、コスト縮減が図れることから、LGWAN-ASP 導入料としまして 457 万円を、また、既存の税機関システムの改修費としまして、1,300 万円との合計額 1,757 万円の補正をお願いするものでございます。

14 節使用料及び賃借料でございます。LGWAN-ASP 利用料としまして、ことし 12 月から来年 3 月までの 4 カ月分の 86 万 4,000 円の補正をお願いするものでございます。

なお、来年度は 1 年分としまして 259 万 2,000 円の利用料となっております。

18 節備品購入費でございます。市側の審査クライアントパソコンとして、2 台分の 52 万円を計上してございます。

それから、最後になりますが、負担金、補助及び交付金ですが、地方税電子化協議会事務局経費であります。エルタックス会費及び運営経費の合計額 9 万円の補正をお願いするものでございます。

#### ○鈴木収納課長

次に、2 の、市税徴収に要する経費 23 節償還金、利子及び割引料、過誤納還付金に 2,643 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、税源移譲による年度間の所得変動に係る減額措置に伴う還付金でございます。

内訳につきましては、還付者数 1,775 人、還付金、市民税 2,836 万 8,200 円、県民税 2,409 万 9,500 円、合計 5,246 万 7,700 円となりますが、当初予算で見込んでおりました還付額 2,603 万 7,000 円を差し引いた金額 2,643 万 1,000 円の補正をお願いするものでございます。

なお、ただいま御説明申し上げた県民税分につきましては、本来県が支払うべき金額を市が立てかえることとなりますので、後ほど歳入補正の中でも御説明申し上げますが、県民税立てかえ分は市に戻ってまいりますことを申し添えます。

### ● 3款 民生費

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次の49ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費で10万円の減額でございます。これは19節負担金、補助及び交付金で、福祉団体運営費補助金のうち、献血推進協議会に対する補助金を平成19年度の実績に基づき減額するものでございます。

次の、2目障害者福祉費で170万円の減額でございます。これは精神障害者小規模作業所でございます「コスモスホール」の改修工事設計を、当初、業務委託することとしておりましたが、後ほど歳入のところでも御説明しますが、県の補助限度額が2,000万円から1,000万円に変更となりましたことから、一般財源の負担を極力少なくするため、外部委託を予定しておりました設計を職員による設計としたことにより、13節委託料200万円を減額するものでございます。

20節扶助費で30万円の増額でございますが、これは知的障害者が地域での自立した生活を行っていくため、グループホームにおいて体験的に生活する機会を設けるもので、1人につき15泊を限度として、その費用を負担するものでございます。

3目福祉手当費は、23節償還金、利子及び割引料で5万7,000円を増額するものでございます。これは平成19年度特別障害者手当等給付国庫負担金について、実際の所要額との差分を国庫に返還するものでございます。

ここで、28ページをごらんいただきたいと思えます。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

表の下段、業務支援システム借上料、これは生活保護システムの借り上げで、期間が平成21年度から25年度まで、限度額1,236万5,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

本システムにつきましては、現行システムの導入から足かけ7年となっておりますことから、更新の予定で本年度で予算措置しておりましたが、契約期間が複数年にわたることから、ただいま申し上げましたとおり、債務負担行為の設定を行うものでございます。

なお、資料2の一番最後のページに、そちらの資料が添付してございますので、ごらんいただきたいと思えます。

○永澤介護福祉課長

49ページにお戻りください。

8目介護保険対策費で95万7,000円の減額でございます。これは介護保険特別会計繰出金でございます。詳しい内容につきましては、介護保険特別会計で説明申し上げます。

○小川こども福祉課長

次、51ページをお開き願います。

3款2項1目の児童福祉総務費で99万9,000円の増額補正でございます。これは、現在の次世代育成支援行動計画は、平成21年度までの前期計画でございまして、平成22年度

から 26 年度までの後期計画を策定するための経費で、アンケート用紙及び封筒代として 28 万 5,000 円、郵送料として 71 万 4,000 円を増額補正するものでございます。

次に、2 目保育運営費で 155 万 4,000 円を増額補正でございます。

最初に、1 の、市立保育所運営管理に要する経費で 139 万 3,000 円を増額でございます。これは、埋設されているガス管のうち、表面に亜鉛メッキを施した鋼管、一般的に白ガス管と言われておりますが、経年による腐食劣化により、全国でガス漏れや爆発、あるいは火災事故が発生していることから、白ガス管が埋設されている志引保育所のガス管を取り替え移設するものでございます。

次に、2 の、認可外保育所運営費補助に要する経費でございますが、これは市町村振興補助金の低年齢児保育施設の対象となる施設の増が見込まれるため、当該補助金の増分を財源組み替えするものであります。

次に、3 の、子育てサポートセンター運営管理に要する経費で 16 万 1,000 円を増額でございます。これは子育てサポートセンターにおいても、白ガス管が使用されているため、取り替え移設するものでございます。

次に、3 目児童館管理費で 24 万 5,000 円を増額補正でございますが、鶴ヶ谷児童館においても白ガス管が使用されているため、取り替え移設するものでございます。

○鈴木国保年金課長

5 目母子福祉費で 35 万 7,000 円を増額補正でございますが、これは母子・父子家庭医療費助成県費補助金返還金で、平成 19 年度の確定に伴うものであります。

7 目乳幼児等医療対策費で 226 万 4,000 円を増額補正でございますが、これは乳幼児医療費助成県費補助金返還金で平成 19 年度分の確定に伴うものであります。

#### ● 4 款 衛生費

○岡田健康課長

次の、53 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費で 703 万円の増額補正でございます。これは、13 節の妊婦一般健康診査業務委託料の 554 万円は、妊婦健診の公費負担分を、現在の 3 回から 5 回にふやすためのものでございます。

また、19 節の妊婦一般健康診査助成金の 149 万円は、里帰り出産に伴う妊婦健診の公費負担分でございますが、いずれも 10 月からの適用分でございます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の 55 ページをお開きいただきたいと思います。

3 項 1 目上水道施設費で 7,742 万 5,000 円の追加補正をお願いするものでございます。これは多賀城市水道事業に対する水道高料金対策の補助金でございますが、昨年度に引き続き交付対象となったものでございます。

#### ● 5 款 労働費

○永澤介護福祉課長



次の 57 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目労働諸費で 329 万 9,000 円の増額でございます。内容は、高齢者保健福祉事業計画及び地域保健福祉計画において計画しておりました、シルバーワークプラザの設計委託料 300 万円、建築確認手数料及びその他の事務費 29 万 9,000 円を今回計上するものでございます。

- 6 款 農林水産業費

- 伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

次の 59 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 3 目農業振興費で 15 万円の補正増をお願いするものでございます。これは施設園芸を営む農業者に対し、燃油高騰支援対策としまして、燃油代の一部を補助するものでございます。

次の 61 ページをお願いいたします。

6 款 3 項 1 目水産業振興費で 4 万円の補正増をお願いするものでございます。これはノリ・ワカメ養殖を営む漁業者に対しまして、燃油高騰支援対策としまして、燃油代の一部を補助するものでございます。

- 7 款 商工費

- 高倉商工観光課長

63 ページをお開きください。

7 款 1 項 2 目商工振興費で 140 万円を増額補正するものでございます。これは中小企業事業資金等融資に要する経費で、燃油高騰により経営圧迫が懸念される中小企業等の 2 次、3 次産業への支援策として、中小企業振興資金等融資制度利用者への利子の一部を補給するものであります。

ここで、恐れ入りますが、28 ページをお開き願います。

第 2 表の上の欄でございますが、債務負担行為であります。燃油高騰対策利子補給金であります。平成 21 年 3 月 31 日までに借り入れられた中小企業振興資金融資及び小企業小口資金融資において、当該借入人が平成 22 年 3 月 31 日までに償還すべき利子のうち、燃油高騰対策利子補給分として決定を受けた当該利子の合計額を限度額と定めるものであります。

詳細につきましては、81 ページに記載しておりますので、御参照願いたいと思います。

- 8 款 土木費

- 佐藤総務部次長(兼)総務課長

65 ページにお戻りください。

8 款 1 項 1 目土木総務費で 2,518 万 8,000 円を増額補正をするものでございますが、説明欄 1 の、土木管理職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

- 鐵建設部次長(兼)都市計画課長

2の、特殊地下壕対策事業 2,518万 8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、本年6月に発見された笠神四丁目1番地内から塩竈市芦畔町3番地内にかけて、旧日本軍によって築造された特殊地下壕の、延長125メートルの埋め戻し工事を施行するため、事業費として54万 7,000円、測量調査の委託料として230万円、工事請負費として2,234万 1,000円の補正をお願いするものです。

なお、この事業には、塩竈市域分として全体事業費の約44%、1,115万 8,000円が含まれておりますが、協議の結果、事業量が多い本市で施行することになったことをつけ加えます。

○佐藤道路公園課長

次の67ページをお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう総務費で17万 6,000円の増額補正を行うものでございます。これは19節負担金、補助及び交付金で、桜木二丁目地内の私道整備事業補助金であります。現予算額に不足が生じることから、17万 6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、3目道路新設改良費で816万円の増額補正を行うものでございます。これは、県施行の都市計画道路玉川岩切線の平成20年度末の完成に伴い、交通量の増加が予想される市道南宮線の狭隘部を拡幅改良するものでございまして、12節役務費で50万円、これは不動産鑑定料でございます。13節委託料で50万円、これは用地買収のための用地測量委託料でございます。15節工事請負費で500万円、17節公有財産購入費で216万円の増額をお願いするものでございます。

次に、4目橋りょう維持費で746万円の増額補正を行うものでございます。これは13節委託料で、高橋跨線橋、通称山王陸橋でございますが、現在、総重量14トン以下の車両制限で通行させておりますけれども、重量制限を外せるよう、補強調査設計業務を委託するものでございます。

次の69ページをお願いいたします。

8款4項1目都市計画総務費で1,436万 8,000円の増額補正を行うものでございます。増額の主なものは、15節工事請負費で1,433万 9,000円でございますが、これはまちづくり交付金事業で行っている城南地内の遊歩道を整備するもので、国の補助内示額の増額によるものでございます。

なお、この増額補正によりまして、遊歩道の整備事業は今年度で完了するものでございます。

次に、2目街路事業費で1,012万円の増額補正を行うものでございます。これは高崎大代線が、当初、臨時交付金事業であったものが、通常事業に振りかわったことによる組み替えと、まちづくり交付金事業で行っている高崎大代線ほか1線道路改築事業の補助内示額の増額による補正をお願いするものでございます。増額の主なものは、15節工事請負費で1,014万 2,000円でございます。

次に、3目公園費で211万円の増額補正を行うものでございます。

まず、補助事業の中央公園整備事業費でございますが、事業費の増減はございませんが、予算の組み替えを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

これは、当初、中央公園の水路整備工事を予定して、文化財の発掘調査を予定しておりましたが、野球場の整備を先行すべく、15 節工事請負費としてネットフェンスの設置工事に組み替えるものでございます。

単独事業であります。13 節委託料として、再評価に係る費用便益業務委託料 111 万円ですが、これは法律に基づく国土交通省の公共事業の再評価実施要領によりまして、これは平成 15 年度に中央公園は事業延伸と再評価を実施しておりましたが、5 年が経過したことから、再評価を実施するものでございます。

また、15 節工事請負費、これは平成 21 年 4 月からの野球場の南側からのプレーを予定しておりますが、暫定の簡易的なバックネットの設置費用でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

4 目市街地開発事業費で 1,258 万 3,000 円の増額補正をお願いするわけですが、説明欄記載の 1、市街地開発事業職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

続きまして、同じく 4 目市街地開発事業費でございますが、最初に、説明欄の 2、土地区画整理事業費（単独）でございます。これにつきましては 1,068 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これについては、13 節委託料でございますが、先ほど道路公園課からもお話があったとおり、法律に基づく国土交通省の公共事業の再評価実施要領に伴い、区画整理の場合は事業採択後 10 年目に当たる今年度末までに、区画整理事業の費用便益分析調査を実施するものでございます。それに伴いまして、委託料が 127 万 1,000 円増額をお願いするものでございます。

次に、15 節工事請負費でございますが、多賀城駅前線の整備に伴う附帯工事として、当該路線につきましては、無電柱化計画路線として位置づけておりますことで、電線類地中に必要な設備をあらかじめ敷設する必要がございますことから、500 万円を増額するものでございます。

また、22 節補償、補填及び賠償金ですが、これにつきましては、物件移転補償費の積算に関しまして精査した結果、441 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、3 の、土地区画整理事業費（通常）でございます。これにつきましては 1,959 万円の補正をお願いするものでございますが、これは、当初、土地区画整理事業費の補助財源として、地方道路整備臨時交付金を見込んでおりましたが、通常補助事業に振りかわったことにより、下の方にあります 5 の臨時交付金事業から組み替えを行うものでございます。

また、当初は臨時交付金事業として当初予算が 1,679 万円でしたが、280 万円の増額内示もありましたことから、通常補助事業への組み替えとともに、増額補正をお願いするものでございます。増額分の全額は 15 節工事請負費でございますが、1,600 万円から 1,880 万円となります。

最後に、4 の、土地区画整理事業費（まちづくり交付金）でございますが、90 万円の減額でございます。これにつきましては、補助内示に伴い減額するものでございます。減額の全額が 15 節工事請負費でございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次の 73 ページをお開き願います。

5目下水道事業特別会計繰出金で 1,405万 7,000円の減額補正を行うものでございます。これは、主に資本費平準化債の発行可能額の増加によるものでございますが、詳細は下水道事業特別会計の補正において御説明申し上げます。

● 10款 教育費

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

次のページをお開きください。

10款2項1目学校管理費で 117万円を増額するものでございますが、これはガス埋設管移設業務の内容につきましては、3款でこども福祉課長が説明をいたしておりますので、省略させていただきます。

また、今回の補正につきましては、東小学校と城南小学校の2校分を計上させていただきました。ほかに山王小学校、多賀城小学校も同様の移設が必要となっておりますが、この2校につきましては、現在行っている大規模改修の中で対応してまいりたいと考えております。

○小畑学校教育課長

次に、2目教育振興費で、予算の組み替えをお願いするものです。

1、総合的な学習の時間で、授業時間の確定に伴い、報償費から役務費に 11万円の組み替えをお願いするものでございます。

次の77ページをお開きください。

3項2目教育振興費で 17万円の増額補正をお願いするものです。これは、「13歳の社会へのかけ橋づくり」事業費として、地域の環境美化活動や福祉施設への訪問等、奉仕体験活動を通して中学校1年生が社会に貢献しようとするきっかけづくりをし、公共心や社会性をはぐくむ事業で、財源はすべて県補助金でございます。

○佐藤文化財課長

次の79ページをお願いいたします。

次に、4項4目13節委託料で 150万円の補正をお願いするものでございます。

1の、文化財保護管理に要する経費 150万円は、国府多賀城駅から特別史跡館前遺跡の中を通過して、多賀城碑方面におりていく歴史の道散策路に係る整備業務委託料でございます。

散策路の内容としましては、国府多賀城駅から西側の線路沿いにありますボックスカルバート上を通過して、館前遺跡の上に上がっていただき、館前遺跡を見ていただきながら、多賀城碑方面におりていく歴史の道散策路の内容であります。

次に、9目埋蔵文化財調査センター費で 981万 8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

1の、埋蔵文化財緊急調査(補助)に要する経費 800万円は、個人住宅建設等に対する調査費用に不足が生じるため、補正をお願いするものでございます。これは、個人住宅等5件に係る調査費用で、その主なものは、7節の発掘作業員賃金等が 334万 5,000円、14節使用料及び賃借料の機械借上料が 302万 2,000円、養生設備等借上料が 49万 7,000円などであります。

2の、埋蔵文化財調査センター総務に要する経費99万8,000円は、非常勤職員1名分の採用に係る報酬等の補正をお願いするものでございます。これは埋蔵文化財調査センターに係る業務対応のため、非常勤職員を採用するものでございます。

3の、埋蔵文化財啓発活動に要する経費82万円は、国府多賀城駅の前に特別史跡館前遺跡の遺跡案内板の設置、さらに、荒脛巾神社のところに史跡案内板の設置などや、多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館の利用者数の増加に伴い、材料代等に不足が生じるため、補正をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

● 9款 地方特例交付金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

9款1項1目地方特例交付金で723万円の増額補正でございますが、県から本年度の交付額の決定通知がございましたので、当初予算との差額を増額するものでございます。

まず、説明欄1の、地方特例交付金、(1)の部分でございます。児童手当拡充分でございますが、これは児童手当における制度拡充に伴う地方負担の増加について措置されているものでございます。

次に、(2)の、個人住民税における住宅借入金特別控除減収補てん分でございますが、これはいわゆる住宅ローン控除につきまして、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、所得税で控除し切れない税額控除分を、住民税から控除する際に、自治体に生ずることとなる減収の補てん分として措置されるものでございます。

次に、2項1目特別交付金で62万8,000円の増額補正でございますが、こちらも県から今年度の交付額の通知がございましたので、当初予算との差額を補正するものでございます。

この特別交付金は、平成18年度をもって廃止となった減税補てん特例交付金の、廃止に伴う経過措置として交付されるものでございます。

● 10款 地方交付税

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

10款1項1目地方交付税で2億793万4,000円の増額補正でございます。こちらも県から今年度の交付額の通知がございましたので、当初予算との差額を増額するものでございます。

増額となった主な要因でございますが、一つには、水道高料金対策補助金の普通交付税に係る措置分3,841万7,000円、それから、平成19年度から導入されました「頑張る地方応援プログラム」による増額算定分といたしまして8,590万6,000円、また、高齢者保健福祉費におきまして、後期高齢者医療制度の施行等に係る経費といたしまして、前年度

に比べまして 6,194 万 8,000 円ほどが基準財政需要額に措置されております。これらの要因が主なものと考えております。

● 14 款 国庫支出金

○佐藤道路公園課長

次に、14 款 2 項 2 目土木費国庫補助金で 1,460 万円の増額補正でございます。

まず、1 節都市計画費補助金 235 万円の減額でございますが、内訳といたしましては、都市計画道路高崎大代線でございますが、これは歳出でも説明したとおり、臨時交付金事業から通常事業に振りかわったことによりまして、計上しているものでございます。

関連しまして、次の 35 ページをお開きください。

地方道路整備臨時交付金といたしまして、都市計画道路高崎大代線であります。収入見込額を当初 3,300 万円としておりましたが、通常補助に振りかわったことによりまして、減額しているものでございます。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

34 ページにお戻りください。

同じく、1 節都市計画費補助金でございます。2 の、土地区画整理事業費補助金でございますが、1,000 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、歳出の方で説明いたしましたが、当初の地方道路整備臨時交付金から通常補助事業に振りかわったため、さらに同時に 280 万円の増額内示があったため、1,000 万円の国庫補助金となるものでございます。

したがって、次の 35 ページの、3、地方道路整備臨時交付金の多賀城駅周辺土地区画整理事業につきましては、935 万円全額減額とするものでございます。

○佐藤道路公園課長

次に、4 節まちづくり交付金 960 万円の増額であります。内訳といたしまして、1 の、地方道(道路)事業費交付金の高崎大代線ほか 1 線及び城南一丁目 22 号線につきましては、国の補助内示額の増額によりまして、おのおの 400 万円と 600 万円、計 1,000 万円を計上しているものでございます。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

同じく、まちづくり交付金の(2)土地区画整理事業費交付金でございますが、補助内示に伴い、40 万円の国庫補助金を減額するものでございます。これにつきましては、国の内示によるものですが、道路公園課所管のまちづくり交付金事業を含む、全体としては増額の内示となりましたが、道路課との事業調整に伴い、減額するものでございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次に、5 節土木総務費国庫補助金で 735 万円の増額でございます。これは歳出で御説明しましたとおり、特殊地下壕対策事業費でございます。当市事業費分 1,470 万円に対する国の補助率 2 分の 1 の 735 万円を追加するものでございます。

なお、当市分の当該事業の財源としましては、国庫補助金を除いた部分の80%は、総務省所管の特別交付税の対象となっておりますので、当該事業に占める一般財源割合は全体事業の10%分、73万5,000円でございます。

○佐藤文化財課長

次に、3目4節社会教育費補助金でございますが、1の、国宝重要文化財等保存整備費補助金で、400万円の増額補正をお願いするものでございます。これは市内遺跡発掘調査等に係る国庫補助金であります。

● 15款 県支出金

○伊藤市長公室長

次の37ページ、15款2項1目総務費県補助金ですが、126万3,000円を増額し、2,706万5,000円とするものであります。

まず、3節市町村振興総合補助金でございますが、新たに知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業を補助対象事業としたこと、また、低年齢児保育施設助成事業を拡大したことなどに伴い、76万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

次に、6節中心市街地活性化基本計画等策定支援事業費補助金として50万円の増額ですが、先ほど歳出で説明いたしたとおり、中心市街地活性化基本計画見直しに係る住民意向調査に係るものでございます。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2目民生費県補助金6節障害者福祉費補助金で1,000万円の減額でございますが、先ほど歳出のところでも触れましたように、「コスモスホール」の改修に見込んでおりました障害者自立支援特別対策事業補助金の障害者支援基盤整備事業の補助限度額が、2,000万円から1,000万円に変更になったことにより減額するものでございます。

○小畑学校教育課長

5目2節中学校費補助金で17万円の追加をお願いするものです。これは、歳出でも御説明いたしましたが、「13歳の社会へのかけ橋づくり」事業実施に伴う県補助金で、補助率は100%でございます。

○鈴木収納課長

3項1目2節徴税费委託金で1,398万7,000円を増額をお願いするものでございます。これは、歳出でも御説明申し上げましたが、税源移譲による年度間の所得変動に係る減額措置に伴う還付金の立てかえ分でございます。次のページをお願いいたします。歳出で立てかえた県民税分2,409万9,500円から、当初予算で見込んだ額1,011万2,460円を差し引いた1,398万7,000円を増額をお願いするものでございます。

● 16款 財産収入

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

16款1項2目利子及び配当金で、259万9,000円を増額補正をお願いするものでございます。

初めに、説明欄記載の1、財政調整基金利子 120 万円の増額補正につきましては、歳出でも御説明しましたとおり、財政調整基金の積み立て利子が増額となったことによるものでございます。

○伊藤市長公室長

次に、説明欄2の、株式会社まち・みらい多賀城の解散に伴う配当金で 139 万 9,000 円を計上しておりますが、これはまち・みらい多賀城の解散に伴うすべての清算行為が確定し、8月8日の臨時株主会において承認されたことによるものであります。

なお、配当額につきましては、1株当たり1万 3,999 円であり、本市では 100 株を所有しておりましたので、139 万 9,000 円を計上いたしました。

次の、2項4目の出資金収入で 500 万円を計上しておりますが、当初に出資いたしましたまち・みらい多賀城の出資金 500 万円の戻し入れでございます。

● 18 款 繰入金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

18 款1項1目財政調整基金繰入金で1億 6,612 万 1,000 円の減額補正でございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

これによりまして、補正後における財政調整基金の平成 20 年度の年度末残高見込みにつきましては、8億 7,081 万 1,000 円となるものでございます。

次に、3目史跡のまち基金繰入金でございますが、これは歳出でも御説明いたしましたとおり、多賀城駅周辺土地区画整理事業のいわゆる補助裏に充当する財源につきまして、まちづくり交付金事業の国庫補助内示による減額分 10 万円、それから、通常補助事業費の内示による増額分 450 万円との差額、差し引き 440 万円の増額を補正させていただくものでございます。

● 19 款 繰越金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の、19 款1項1目繰越金でございますが、平成 19 年度決算剰余金が1億 7,712 万 7,000 円となったことによりまして、法令の規定に基づく財政調整基金への積立金として、決算剰余金の2分の1以上の額となる 8,900 万円を積み立てし、残りの 8,812 万 7,000 円が繰越金となりましたので、計上済額 2,000 万円との差額 6,812 万 7,000 円を補正するものでございます。

● 20 款 諸収入

○佐藤文化財課長

次に 41 ページをお願いいたします。

20 款5項3目7節雑入でございますが、1,134 万円の増額補正をお願いするものでございます。

1の、体験学習材料代実費徴収金について、12 万円を増額補正するものでございます。これは体験利用者から材料代の実費分を負担していただいております、年間 6 万円を見込んでい



たのですが、予想以上に多くの利用者があり、今後も望めることから、12万円の増額補正をするものでございます。

2の、宮城県文化財保護協会説明板設置補助事業補助金については、6万2,000円の補正をするものでございます。これは特別史跡館前遺跡の遺跡案内板の設置に対する宮城県文化財保護協会からの補助金であります。

#### ○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

説明欄3の、特殊地下壕対策事業塩竈市負担金1,115万8,000円の増額でございます。これは歳出で御説明申し上げましたとおり、特殊地下壕対策事業費の塩竈市域分についても、本市とあわせて施行することから、その負担金でございます。

### ● 21款 市債

#### ○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

21款1項1目民生債で640万円の増額補正をお願いするものでございます。これは本年度実施しております「コスモスホール」増築工事に対しまして、借り入れが可能となりましたので、増額をお願いするものでございます。

2目土木債でございますが、3,270万円の増額補正をお願いするものでございます。

1節都市計画債につきましては、説明欄に記載の都市計画道路高崎大代線整備事業及び多賀城駅周辺土地区画整理事業に、通常補助事業の内示があったことによるものでございます。

まず、都市計画道路高崎大代線整備事業では、補助対象事業費が6,000万円、国庫補助率が2分の1でございます。残りの市の負担分3,000万円に対する起債充当率55%の額1,650万円を追加するものでございます。

また、多賀城駅周辺土地区画整理事業につきましても、補助対象事業費が2,000万円、国庫補助率が2分の1、残りの市の負担分の1,000万円に対する起債充当率55%の額550万円を追加するものでございます。

2節まちづくり交付金事業債につきましては、説明欄に記載の地方道(道路)事業債におきまして、高崎大代線ほか1線道路改築事業に1,000万円、城南一丁目22号線ほか2線、遊歩道整備事業に、1,500万円の事業費の増額の内示があったことによるものでございます。事業費の10分の4が交付金として交付されるため、市の負担分となる10分の6の1,500万円に対して、起債充当率75%の額1,120万円を増額するものでございます。

また、説明欄に記載の土地区画整理事業債におきましては、事業費が100万円の減額となったことによるもので、事業費の10分の4が交付金として交付され、残りの10分の6が市の負担分となります。起債充当率が75%で、計上済額との差額50万円を減額するものでございます。

4目臨時財政対策債でございますが、20万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、地方交付税と同時に、今年度の借り入れ可能額が県から通知がございました。当初予算との差額を補正するものでございます。

次の43ページをお願いいたします。

6目衛生債で1,570万円の追加補正でございます。これは歳出でも御説明いたしました水道高料金対策補助金の財源として、県から借り入れるものでございます。

次に、28 ページにお戻りください。

第 2 表、債務負担行為でございますが、表に記載の債務負担行為につきましては、それぞれ歳出で御説明申し上げたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

それから、第 3 表、地方債補正でございますが、ただいま市債で御説明申し上げましたように、各地方債の補正をお願いいたしまして、合計では 5,460 万円増額の 9 億 1,510 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

また、地方債等の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 10 億 1,840 万 6,000 円の黒字、また、元利ベースでは 14 億 3,298 万 9,000 円の黒字化が図られております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。再開は 1 時とします。

午後 0 時 05 分 休憩

---

午後 0 時 57 分 開議

○相澤委員長

それでは、おそろいのおようですので、時間前ではありますが再開いたします。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、さきの決算特別委員会に倣い、多くの皆さんから発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1 件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

質疑は、歳入歳出一括質疑で行いたいと思います。

初めに、建設部次長より発言を求められておりますので、これを認めます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

先ほど、説明書の中の 35 ページ、36 ページの中で、地下壕対策費補助金の中の歳入説明の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

国庫補助金を除いた部分の 80%は総務省所管の特別交付税対象になります、というのは間違いないのですが、その後、当該事業に占める一般財源は全体事業費の 10%分、ここまで

合っていました。その計算結果が「73万 5,000円」と申し上げましたが、正しくは「147万円」でございます。謹んでおわび申し上げます。

○相澤委員長

それでは質疑に入ります。

○昌浦委員

ページでいうと50ページか58ページに絡んだ分で質問したいと思うのですけれども、まずもって、多賀城市の職員で建築士の資格をお持ちの方、何人いらっしゃいますか。

次に、48ページの、住民税賦課に要する経費で、住民税システム借上料というところで、そして、1級、2級の割合はどうなっていますか。

○佐藤管財課長

1級建築士は5名でございます。2級建築士が、今のところ2名だと思います。

○昌浦委員

なぜ私がこれを、1級建築士、2級建築士は何人いるのですかと聞いたのかといいますと、「コスモスホール」の改修工事の設計業務委託料が減額になったので、たしか御説明では、職員が設計にということでございましたね。

しかしながら、58ページ、後でこのシルバーワークというのはどういうものですかと聞きたいのですけれども、ここではシルバーワークプラザ設計業務委託料300万円と出ているのです。これはちょっと記憶が違うのかどうかかわからないのですけれども、所管は同じ部ですね。それでいて、初めから、では職員が設計すれば、両方とも委託料というのは要らなかったのではないのかと思うのです。

それで、片一方は職員が設計して、こちらは300万円というのは、これはちょっとおかしいのではないですか。この300万円も、職員が設計すれば、300万円浮くのではないのかというのが私の疑問なのですけれども。御答弁をください。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ちょっと説明が足りなかったかと思うのですけれども、「コスモスホール」の改修につきましては、現場を御存じの方はちょっとあれなのですけれども、いわゆる建物の向かって左側の部分につきましては、基本的にはいじらない形で、建物の右側の部分を改修するというふうな内容になってございます。

したがって、これは何が簡単で、何が簡単でないかということがあろうかと思えますけれども、財源が2,000万円で予定していたものが、これは100%補助で来るわけなのですが、その部分が途中で半分になってしまったと。これは5月の末ごろの段階だったかと思うのですけれども、それで、財源がその分、一般財源で補わなければならないというふうな状況になりましたので、そこで、職員の方でというふうな形、管財課の職員、今御指摘の建築士がおるものですから、そこに依頼をしてというふうな形で進めてきておったということでございます。

ですから、内容的には比較的軽易な設計であるということが言えるかと思えます。

ただ、シルバーワークプラザに関しましては、全くゼロからの立ち上げということになりますので、その辺との違いがあるのかなというふうに思っております。

○昌浦委員

軽易だから職員、ゼロからの立ち上げだから委託料、これはおかしいですよ。1級建築士が5人いらっしゃるのですね。2級も含めて、恐らくシルバーワークプラザというのは、そんなに面積というか体積というか、ボリュームからいっても、2級建築士でも間に合うはずなのです。多分。

ですから、どうしてシルバーワークプラザ設計業務委託料 300万円が必要なのか、私には理解できません。あなたがおっしゃったではないですか、建築確認のためにこのくらいのお金が必要だとかと。そうしたら、それと同じ予算措置でこれは十分なはずではないですか。どうなのですか。

○佐藤管財課長

「コスモスホール」につきましては、先ほど次長が説明しましたとおり、向かって右側と左側がありまして、今回は左側の工事になりますが、右側の工事につきましては、かつて施設課の営繕係で直営で設計し、監督もしたという経緯がございまして、非常に内容もよくわかっているということで、今回の左側の部分も、十分職員で対応できるだろうということで引き受けたわけなのです。

なぜ全部、このシルバーワークプラザの方もできないかといいますと、今、大変、建築の関係の工事であるとか設計が、耐震の関係で非常に立て込んでおりまして、とても今の体制ではそこまでは無理だというふうに判断させていただきました。

○昌浦委員

確かに、耐震、それの方で勢力を取られているというのはわかります。たしか、今お答えの、課長、あなたは建築士ではないのですか。あなたが設計できないのですか。

○佐藤管財課長

時間的余裕があればできます。

○昌浦委員

1人だけでしたら、私、ああ、そうかと、それなら委託料の300万円はやむを得ないと、素直に引き下がります。7人いらっしゃるでしょう。その方たちに日々お給料を毎月払っていますね。なぜ直営でやれないのですか。いいですか、財政というのは、そういうところから節約しなければだめですよ。忙しい、忙しい、それは確かに忙しいかもしれませんが、しかし、びっちり8時半から5時までの間に、1時間、2時間の時間を割いてでも設計というのはできると私は思います。それが何カ月もかかるというのであれば、また別ですけれども。

このシルバーワークプラザはどういう、何階建てとか、それはまだ私、聞いていませんけれども、この質問が終わったら、どういう性質のものか云々というのは聞きたいと思うのですけれども、私は、忙しいとかと言いますけれども、7人もいらっしゃる、割り振りができないというのは、私は納得できません。もう一回。

○佐藤管財課長

建築士が7人いることはいるのですけれども、今現在、管財課の、この設計なり監督をするセクションにいる職員の体制では、これだけの仕事をこなすのは非常に困難だということでございます。

○昌浦委員

では、これは人事の方に聞きましょう。ジョブシステム、いわゆる管財というところに籍を置いていなくとも、その期間レンタルで、この仕事だけはやってもらえないかというような、柔軟な職員の仕事の配分というのは可能なのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

昌浦委員の言うように、そういう見方もあろうかと思えます。ただ、現状をお話ししますと、今現在、その資格を持っている職員が、すべて1カ所にいるわけでもありません。例えば、建設部内の例えば道路公園課、それから多賀城駅周辺整備課などに散らばっておりますので、その辺の絡みもございまして、今回、その設計業務については外部委託をしたという経緯もございまして。

なお、その辺も踏まえまして、実は、次年度、建築士の職員を採用することで、今、募集中でございます。

○昌浦委員

確かに、それは管財課に、建築士の資格を持ってらっしゃる方がすべて7人いればいいですが、しかしいろいろなところに、その人、その人が、必要に応じていろいろな課に分かれていらっしゃると思うのですけれども、しかしながら、私が何を言いたいかといいますと、お金がないお金がないと言って、こういうところを節約するという気持ちを当局側は見せてください。我々議会の方に。むしろ、ですから、「これもあったので、こちらのシルバーワークプラザの方も職員でできると考えたので、やります」とか、そういうのがあった方が、これは大したものだ、当局はと、一生懸命になって節減しているのだなと。聞けば、「忙しい」。そういうのではちょっとうまくないので、これからシステムを変えてください。考えてください。これは要望にとどめておきます。

ついでですから、季節的に忙しくなる課というのはあるのですね。そのときは、部の中で当然やってらっしゃると思えますけれども、柔軟に、職員をそこに派遣して、一番手にかかる1週間なり10日なりを、応援というふうな形で、あやめまつりなどはそういう形になっているのでしょうけれども、そういう形で、せつかく部があるのですから、柔軟に職員を、やりとりと言っては変ですけれども、していくような方法論というものを、もうこれから考えていかなければ、「何課の仕事だから、うちの課は関係ないよ」、それではもう済まされない時期に来ているのではないのでしょうか。

では、このシルバーワークプラザ、これに関しては、今、管財課長がおっしゃったように、耐震診断だなんだと、人間、そんなにそんなに24時間働けるものでもないですから、わかりました。

では、このシルバーワークプラザなのでございますけれども、どういう内容で、どういう設置の目的で、どの辺にとかという具体的な説明をちょっとお願いしたいと思います。

○永澤介護福祉課長

シルバーワークプラザの設置目的でございますが、シルバー人材センターの会員にとどまらず、広く高齢者に産業訓練、技能、知識を習得するための講習会、社会参加のための研修会などを行う、高齢者向けの拠点施設と考えております。

では、そのシルバーワークプラザのこちらの建築予定について申し上げます。建築年度は平成 21 年度を予定しております。建築場所、中央二丁目、市民活動サポートセンターの一段下の西側、かつてバスがとまっていたところでございます。

建物は、木造平屋建て約 250 平方メートル、費用は総額で 6,000 万円、財源は、全国シルバー人材センター事業協会奨励金 2,000 万円、多賀城市シルバー人材センター寄附金 2,000 万円、多賀城市一般財源 2,000 万円、合計 6,000 万円で計画しております。

○昌浦委員

わかりました。250 平方メートル、平屋建てですね。これなら 2 級建築士でもできるとだけコメントしておきます。

それから、54 ページなのですけれども、私も一般質問をさせていただきました。それから、いろいろな議員がいろいろな形で要求をして、ついに妊婦一般健康診査が 3 回から 5 回になったと。これはようやく他市町村と並んだということでございます。

それで 1 点確認します。これは半年の予算措置なので、先ほども言ったように、恐縮なのですけれども、平成 21 年度は約 1,200 万円ぐらい、今の健康診査の金額に 1,200 万円ほど上乗せしたので、5 回というふうに理解してよろしいですか。

○岡田健康課長

平成 21 年度の予算の金額ということですが、（「大体でいいです」の声あり）おおよそそのぐらいになるかと思えます。

○昌浦委員

そうしましたら、この 1,200 万円、何とか生み出せたのではないのかと思うのですね。平成 20 年度から 5 回にできたような気がするのです。（「10 月からですよ」の声あり）ですから、10 月からでしょう。私が言っているのは、誤解しないようにもう一回。要するに 1,200 万円ですね。そうしましたら、20 年 4 月当初からやれたなと私は思っているのです。御理解いただきましたか。（「やれたのではないかということですよ」の声あり）なぜ半年おくれたのかと、この辺はやはりどういうことだったのでしょうか。

それから、財政当局、ない袖を振ってくれたようなんですけれども、なぜ半年おくれたのか、その間、ちょっと私疑問に思うので、回答をお願いします。

○伊藤市長公室長

多くの議員からも一般質問でこの件に関してはありましたけれども、当初予算でなぜ組めなかったのかといいますと、いろいろ耐震の結果を待って、その見通し等がやっと立ったということで、今回の補正という答弁をさせていただいております。なかなか当初では組めなかったところを御理解いただきたいと思えます。

○昌浦委員

わかりました。明快な回答、こういう事情だったと。いわゆる児童・生徒の方の安全・安心を優先したということなので、理解させていただきました。

最後です。66 ページ、特殊地下壕対策事業ということでございます。125 メートルあって、歳入の方でも説明があったように、塩竈市さんの方も、どうせなら多賀城の方で一括

やると、ゆえに塩竈の方からお金をいただいて、多賀城市が施行するという事で理解したのですけれども、これ、どういう工事の仕方をしますか。

それから、差し渡しは 125 メートルでも、どのくらいの大きさ、高さが幾らで、横がどのくらいの塚であって、どういう工事で、いわゆる埋め戻しというのですか、恐らく埋め戻しの工事に入ると思うのですけれども、それをされるのか、お聞きします。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

お答えいたします。

説明の中では、まず延長 125 メートルと申し上げました。詳細には述べませんで、多賀城市分が 65 メートル、塩竈市が 60 メートルということで、その 44%を塩竈市が負担するという御説明を申し上げました。

そういうことで、延長のメーター数で多賀城市が引き受けましたということです。

あと、工法については、埋め戻しなのですけれども、何で埋め戻すかということは、セメント系の固化材を想定しておりますで、中の空間がどのくらいあるのだろうかという御質問でございましたけれども、2 メートル掛ける 2 メートルぐらいの入り口の幅でした。ただし、中に入りますと、多賀城市側からの入り口付近 1 メートル半ぐらい入ったところからは、腹ばいしなければ入れないような構造の箇所もありまして、さまざま空間の容積は大分ばらで、一定はしておりませんでした。

やり方としては、先ほど申し上げましたとおり、セメント系の固化材を詰めて、全体的なやり方としては、10 メートルのピッチでせきどめして、充填して、余ってきたのがこうかえってくるような形になって、固まったらバックして、あと徐々にやっていくという工法になろうかと思えます。技術的には日進月歩しているので、私が知っているのはそういう技術なので、多分そのようになろうとは思いますが、その辺でよろしいでしょうか。

○昌浦委員

いわゆる 5 メートルの違いで、見つかったのは多賀城だからなのかわかりませんが、多賀城が全部の工事を引き受けるという形なのでしょう。

そして、これは、場所を私も見ていないのですけれども、両方から埋めていくというような話はないわけですね。多賀城の方から入って行って、埋めて行って、最後に入り口にふたをするというやり方なのだというふうに理解してよろしいですね。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

塩竈市の方が起点になるか、多賀城市の方が起点になるかについては、今のところちょっと判断はしておりませんが、事業者が決定次第、やりやすい方からということになると思うのですけれども、そういうところでよろしいですか。

そして、先ほど、場所の説明を簡単にしたものですから、議員の皆様には特定できないと大変失礼なのかということで、詳細に申し上げますと、都市計画道路下馬東宮線、新しい道路がありますけれども、あの道路と旧県道の交差点、北側に 30 メートルぐらい入ったところが多賀城市の起点でございます。あと北西部に塩竈の芦畔町の方に向かって 125 メートルぐらいになりますということでございます。

○昌浦委員

では、要望にしておきます。わかりました。

しかし、こういうものというのは、やはりペーパー1枚に、こういうところですか、こういう工法でやるとかというのは、A4判1枚ぐらいでもいいですから、理解のためにも我々に配った方が、より理解が早かったのではないのかと思いますので、こういう場合は、ある程度我々の方に、違うペーパーでもいいですから、資料を配っていただければなおいいのではないかと思います。

○中村委員

関連でございます。地元なもので、塩竈の議員さんからちょっとこのペーパーをいただきました。図面もいただきました。数字的にちょっとずれがあるような感じでございます。できるだけそういうことは、塩竈市さんと協議の上、話をさせていただいたらいいのではないかと思います。

それで、大体その大きさが、こういうふう写真をつけて、実はきょう、皆さんにお配りしてくればよかったのではないかと思います。

それで、ちょっと概要ですけれども、入り口が笠神側にあると。今、現状はどういうふうになっているのか、ちょっと概要などをお知らせしていただければいいかと思います。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

入り口はどうなっているかといいますと、先ほど昌浦委員の方に御説明申し上げましたとおり、2メートル掛ける2メートルぐらいの洞窟、半ば洞窟の入り口のような形です。入って1.5メートルぐらいすると、腹ばいにならないと進めないような状況下もあって、なかなかその状況を説明するのは非常に至難のわざかと思えます。

御指摘のとおり、図面やら写真などをつけるべきだったとは今思っていますけれども、そういうことでございます。

あと、塩竈市との違いがあるということでございましたけれども、既に塩竈市と協議の上に、多賀城市がやりますということで決定をしていますし、十分にその辺は協議をさせていただいておりますので、御安心を願いたいと思います。

○中村委員

危険ですから、やるのは当たり前なので、できるだけ早急にやっていただきたいと思っております。塩竈市で議員に配られたものは、スケジュールまで載っていました。

それで、私がここでお願いがあるのは、地元の皆さんにも説明していただければいいのかと思います。私自身も現場を見たいと思いますので、その節はよろしく願います。

それで、もう一つ、こういう危険な箇所は、多賀城市には大分あるのではないかと思うのです。それから、たまたま、私、三中のちょっと南側、今、笠神清水というバス停がありますね。三中の塀とその間が昔よく陥没したのだと、何とか市の方でやってくださいということを、地域の人から言われていました。ですから、できるだけ多賀城市でも、そういうところは把握していただいて、対策をとっていただければいいのかと思います。子供たちが遊んでいて、陥没して、見つかったときには亡くなっていたという危険性もあるので、そういうところはぜひチェックしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長



調べているつもりでございまして、もう1カ所あるのは承知しているのですが、場所はちょっと違ってまして、そちらは土かぶりがかかなりあって、大丈夫だろうということの判断にさせていただいていますけれども、今お聞きした内容についてはちょっとわからないので、本日、会議後、できれば教えていただいて、確認をしたいと思います。

なお、先ほど要求のあった、地元への説明会はしないのかという御質問だったと思うのですが、業者決定の折は、多賀城だけではなくて、塩竈市民、関係する住民の方には説明して、地下のことですと、十分説明して、納得した上で工事を施行したいというふうに考えています。

○中村委員

次はお願いです。別に次長を私は批判するつもりはないのですが、多賀城市分、この資料によりますと約73.6メートル、それから塩竈市分63.5メートル、ちょっと10メートルの差があるのです。その辺の話し合いもちょっと精密、正確にいただければと思います。

これは市の常任委員会の方に配られた資料です。後で次長の方にこれをお持ちしますので、よろしく申し上げます。

○松村委員

では、最初に、46ページの、2款1項8目の2の、行政経営調整に要する経費、委託料ということで、行政経営システム構築支援業務委託についての説明で、平成23年から第五次総合計画をつくるに当たり云々とあったと思うのですが、もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

現在、行政経営システムの構築に向けて、職員間でいろいろと研修等をしております。今回の決算議会でも、事務事業評価の平成19年度事業分を冊子としてお配りさせていただきましたけれども、それも一応この行政評価システムの一連の流れでやっていますけれども、まちづくりの政策・施策、体系に事務事業がどのようにリンクしているのかというようなことが、まだ庁内の各職員間にきちんと理解されていないという部分もありまして、このあたりをさらに強化していきたいということがあります。

今の第四次総合計画の中では、「政策・施策」のところに、それぞれの目的の数値であるとかなんかというものは今ございませんので、そういったものを第五次総合計画をつくるに際して、きちんと体系化したものをつくっていききたいというふうな考え方になっています。

それに当たりましては、今現在、事務事業と予算関係というのがきちんとリンクされていない状況もございますので、事務事業と予算での事務事業とをきちんと合致させて、それぞれの評価に基づいて、次年度以降の予算であるとか、定数であるとかにきちんとリンクしたような形をつくり上げていきたいといったことで、今回、今やっている事務事業評価に、さらに政策・施策的な部分の考え方に結びつけた形で、第五次総合計画までにはきちんとした体系をつくっていききたいということでの支援業務を、今回お願いしたいといったこととさせていただきます。

○松村委員

わかりました。

次です。50 ページ、地域生活支援事業費ですが、扶助費として 30 万円が今回計上されていましたが、これももう少しちょっと詳しく御説明をお願いいたします。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

先ほど御説明いたしましたけれども、さらにちょっと詳しく説明ということでございますので、説明させていただきます。

平成 18 年 10 月施行で、障害者自立支援法という法律ができました。地域の中で、障害を持った方々が適切に暮らしていけるようにというふうな形で、いろいろその基盤の部分も含めて、整備をその時点から進めてまいったということでございますけれども、先ほど話題になりました「コスモスホール」の関係につきましても、そういったその基盤を整備する一つのその一環として行うものでございます。したがって、この市町村が行う事業として、そういった形のものもあると。

それから、障害を持った方が、自立した生活をしていくと。親御さんがいる間は親御さんが面倒を見てということになるわけですが、どうしても先にお亡くなりになって、どうしても自分で生活をしていかななくてはいけないということになれば、1 人で本当に生活できるのかどうか、非常に不安があるわけでございます。

ですから、そういった部分で、例えばグループホームのような形に早くなれていただいて、そういった生活ができるようであれば、そういったところで、地域の中で暮らしていただくというふうなことを、いわば支援する一つの方策として、今回の体験ステイというふうな形で実施をするというふうなことでございます。

○松村委員

私もそうかなと思っていました。2 月の一般質問でグループホーム体験ステイの要綱をつくって、市でもその方向に支援していただきたいということで、質問させていただきまして、いよいよ要綱ができて、そういう自立支援に向けた方向の事業として、私も認識しておりますので、そういうことで、こうして予算と決算していただきまして、評価させていただきたいと思います。

これは何人ぐらいを想定してらっしゃる金額なのか、教えていただきたい。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

一応予算取りとしましては、2 人の 15 泊を予定しておるのですが、実際、今、3 人の方から手が挙がっているような状況でございますので、15 泊が最長でございますので、皆さんが 15 泊するとは限りませんので、そこの中で対応を図れるのではないかとこのように思っております。

○松村委員

では、今は 2 人、15 泊ということで、30 泊分ですか、予算を取っているということですが、もし、もう少しこういう希望者が多くなった場合は、もちろん補正でできるということで考えてよろしいでしょうか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これは単純に、手が拳がったからということではなくて、受け入れ先の今度は問題もございません。（「もちろんありますね」の声あり）ですから、ここの兼ね合いの中で、どういった対応ができるかを、最終的に判断をさせていただくこととなりますけれども、現在契約している体験ステイの相手方につきましては、東松島市の社会福祉施設を予定してございます。

○松村委員

もう1点です。54ページです。妊婦及び乳幼児健康診査事業でございます。先ほど昌浦委員の方からもありましたけれども、10月より、現在の3回から5回に拡充されるということで、大変、当局の御努力を評価させていただきたいと思っております。

それですが、妊婦1人当たりの、今回5回になることによりましての助成金の額を教えてくださいたいと思っております。3回るとき幾らで、今回5回だと幾らになるかということ、最終的にどのようになったのか教えてくださいたいと思っております。

○岡田健康課長

ただいまの御質問についてでございますけれども、3回分といたしましては、1人につき3万5,774円でございます。5回にすることによりまして、5万70円となっております。

○松村委員

本市は他市に比べてかなりそういう出生率が高い中で、こういうふうな増額をしていただいたということで、妊婦さんにすれば、「もっと」という声もあると思っておりますが、また今後、御努力いただけるようお願いしたいと思っております。

あと、もう1点ですが、里帰り出産助成についての適用概要というのですか、どのようなことか、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思っております。

○岡田健康課長

里帰りの補助についてでございますけれども、宮城県以外のところで妊婦健診を行った方に対する助成でございます。償還払いの方法でやる予定でございます。一たん妊婦さんが医療機関で支払いをいたしまして、その領収書をこちらの方でいただいて、手続上のそういう申請書などがございまして、その限度額はあくまでも、今回、各5万70円の範囲の中で行う予定でございますけれども、償還払いの形で行う予定でございます。

○松村委員

前に御説明を受けたときは、その回によって金額が違いますね。1回目と2回目、3回目と検査項目によって、その助成額というのは違うと思うのですが、例えば、最初から……。これというのは何回目とかと決まっているのですか、5回というのは。

○岡田健康課長

週数がございまして、5回の中で週数がございまして、1回目が8週間後、それから2回目が20週間後というふうなことで、ずうっと週数が大体、本当にアバウトではあるのですが、決まっております。その中で、その週数に合った、その妊婦健診を行った金額というのが、検査項目によって金額が違います。初回は非常に高く1万8,118円というふうな金額でございますけれども、今回増額した分の2回目の20週間後の金額というのは6,298円でございます。その6,298円の限度で、里帰りした場合というのは、あくまでも宮城県の医師会でないところで、例えば山形県でお産するために、そこで妊婦健診を行っ

たという場合に、その金額を限度にこちらの方で、領収書を持ってくればお支払いするという形でございます。助成するというところでございます。（「ちょっとわからないので、関連でちょっと」の声あり）

○根本委員

要するに、1回目健診を受けますね。そうすると、今まで2回まで無料だったではないですか、昨年まで。ことし3回まで無料になったと言っていますね。そうすると、お医者さんにかかって、健診をする、その費用は、同じ請求された金額ぐらいいは、3回目まで、今まで無料だったと。そして4回目、5回目も、お医者さんで4回目、それから5回目健診を受けるときの費用に相当する金額なので、無料でおさまるということで理解してよろしいのですか、この妊婦健診は。

○岡田健康課長

何か説明がちょっとうまく伝わらなくて申しわけありません。週数に応じて検査項目がまず違ってございます。それで、第1回目のその8週間後の検査項目というのでは、金額が宮城県の医師会との契約の中で決まっております。ですので、それ以上のもし検査をした場合には、実費で払っていただく形になります。検査の一つ一つの単価がございまして、その検査項目をした場合ということになります。

あくまでも宮城県内であれば、この検査に応じて無料になります。

○根本委員

例えば、検査項目がいろいろあって、Aという妊婦さんが病院に行った、2回目に行ったときに、検査項目が、病院でこういろいろあるのだけれども、多賀城市ではその全部を無料にしているわけではなくて、これこれこれの項目は無料にしますということなのですか。

○岡田健康課長

週数によって検査項目が違います。（「違うでしょう」の声あり）それで、国から、望ましい週数ということで、8週、20週、24週、30週、36週というふうなことで示されてございます。その検査を受けた場合には無料ということになります。

○森 委員

46ページの、交通安全推進に要する経費、それから52ページの、白ガス管について、それから、最後に特殊地下壕対策事業について、3点お伺いします。

まず最初に、交通安全指導隊の件なのですけれども、皆さん、一生懸命、事あるごとに出動していただいて、御苦労さまだと思います。ただ、隊員数が減っているというふうなことで伺っております、この補正も組み替えではあるのですけれども、現状はいかがなのでしょう。

○伊藤交通防災課長

直近ですと、本年9月1日現在では45名の隊員数となっております。

○森 委員

45名というのは、定員というのですか、定数というのですか、これを満たしているのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

条例定数では65名でございまして、9月1日現在、ただいま申し上げましたとおり45名ということで、充足率からいたしますと69%と、このような数値になっております。

○森 委員

市民活動を活発に、協働を活発にというふうなことで、消防団も多分同様だとは思いますが、すけれども、なかなかこういう方々の努力といいたいまいしょうか、そうすると、出勤回数が1人当たり、また負担が多くなってしまっているのではないかとこのように思います。

本当に、消防団にしても交通指導隊にしても、今、その市民協働で活躍している方々のお力もかりて、こちらの方へ振りかえていただくというふうな形を、努力されてはいるのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

交通指導隊員につきましては、市内各地で出勤いたしまして、日々活動を展開しておりますけれども、その他、先般の決算の折にも申し上げましたけれども、交通安全関係諸団体も、朝の、特にスクールゾーン、学校周辺の交差点等へ、安全に通行できるように、登校できるような活動をいたしております。

○森 委員

多分、おっしゃられるのは、さまざまな形で市民との協働というか、力をかりてというふうなことで、定数だけがというふうなところだとは思いますが、逆に、そのような力、おのおの高齢者の方々、その条件があるのであれば、その条件の緩和、たしか消防団か、そういうふうな対応がなされたと思うのですが、そういうふうな対応も必要ではないかというふうに思います。ぜひこの辺のところも考えていただいと。

あとは、どんどん、どんどん告知をしていただいて、門戸を広げていただければというふうに思います。

次に、白ガス管なのですが、先ほどの課長の説明では、志引保育所と子育てサポートセンターというふうにおっしゃられました。学校の方も、たしか耐震にあわせてというふうなことで、ほかの保育施設に関しても、同様に耐震とあわせてというふうなことなのではないでしょうか。

○小川子ども福祉課長

今回の補正予算で、私の方の子ども福祉課所管の施設においては、この3カ所のみ、志引保育所、それから子育てサポートセンター、鶴ヶ谷児童館、この3カ所のみでございます。

○森 委員

必要なところは3カ所だけなのではないでしょうか。

○小川子ども福祉課長

子ども福祉課所管の施設としては3カ所のみです。

○森 委員

それでよくわかりました。ありがとうございます。

最後に、特殊地下壕対策事業ということで、先ほど何人かの方が質問してらっしゃいました。私もこれを聞いたときには、あそこかなと思ったのですけれども、違う場所でした。

ということで、ただ、もう1カ所あると、そうすると話をつなぎ合わせると3カ所あるような気がするのですけれども、先ほどのもう1カ所把握されている部分はどこなのでしょう。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

私が知っているのは、塩竈のサッカー場があるのですけれども、一番市の北側、行政境のところなのですけれども、市役所職員でいくと、松戸事務局長の近くになります。個人的なあれなので、大変言いかねておったのですけれども、皆さんにおわかりいただければ、局長の付近です。

○森 委員

多賀城市内かと思ったのですけれども、二又だと塩竈というふうなことになりますね。先ほど、もう1カ所というのは、多分、三中のプールの上のところかというふうに思います。私たちが小さいころよく遊んでいたところで、たいまつを持って中に入っていた記憶があります。

ということで、実際、今、特殊地下壕対策の対象になっております箇所なのですけれども、今は安全対策は、今、子供たち、住民が、説明をというふうなことであったのですけれども、その二又の場所、多賀城市外ではあるのですけれども、子供たちが入っていかないような安全対策はされているのでしょうか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

この間現場に見に行きました。とても断崖絶壁で、入れるようなところではないように見てきたのですが、一部未確認ながら、情報では、それでも入る子供たちがいるやに聞いています。とても、どうして行くのだろうと思うような、どこから入るかわからないと、私は確認できませんでしたので、どこから入るのでしょうか。ちょっと入れないなどは、一般的には入れないというふうに感じていました。

○森 委員

それを入れてしまうのが子供なものですから、私も、今になるとどうやって入ったのかというふうに思うぐらい、実はがけをロープでおりていたりとかというふうな形で、たしかたいまつ片手にと、非常にアドベンチャーを楽しんだような気がするのですけれども、一歩間違えばと、本当に酸欠になったりというふうなこともありましたので、鼻の穴が真っ黒になったという記憶もありますし、危険をみずから感じておりますので、ぜひその入り口なり、対策を、もしも、万が一というふうなことは既に考えていただければと、本当にそのとおりなので、ぜひ対応の方、工事に入る前に対策を講じていただければというふうに思います。

○柳原委員

まず、36ページの、まちづくり交付金についてなのですけれども、先ほどの説明で、当初より国の内示額が多くなったという説明があったと思うのですが、その多くなった金額と、あと、この内示額が突然ふえるということはよくあることなのでしょうか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

私の方から、全般的に、今回、まちづくり交付金を含めて、通常事業とそれから地方道路整備臨時交付金ということで、3種類に分けて、実は、6月に皆様に御説明させていただいていました。その中で、違っているのは、まちづくり交付金事業、これについては、事業費で申し上げますが、当初予算額2億2,500万円に対して、今回補正でお願いしているのは2億4,900万円、差額は事業費で2,400万円上乗せしています。あとの補助メニューの部分はいじっておりませんので、動いているのはその部分です。

なお、通常事業で、最初メニューとして見ていなかった部分については、そっくりそのまま通常補助に乗りかえていますので、そういう理解でいただければと思います。

○柳原委員

多く来た分というのは、どういうふうに使われるのでしょうか。例えば、整備する道路の距離を延ばすとか、いや、道路をもっと立派なものにするとか、ちょっとそこのところをお聞きしたいのです。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

質的には変更はございません、基本的には、道路延長なり、あるいはその道路の整備で用地を買収する場合については、その延長分を延ばすとかということで、本質的には質的な変更は伴いません。そういうことは考えていませんので。

○柳原委員

例えば、市の方で当初考えていた整備計画よりも、途中で国の方のお金がたくさん来てしまったと。そういう場合、うちでは、例えばことしは100メートルだけ整備する予定なので、多い分は要りませんと、返上するということができるのかどうか。あるいは、例えば返上というのができない場合、それを他の福祉の予算に回すとかということは、制度的には可能なことなのでしょうか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

基本的には、おわかりだと思うのですが、国土交通省所管の事業でございますので、それを民生とかそういう部門には使える代物ではございません。あくまでもメニューに上げている事業の中でということが基本でございます。

○柳原委員

これはやはりほかには使えないということなのですが、結局、国の方の交付金がふえますと、やはり説明では、国の方が4割で、市の方は6割持たなければいけないという説明があったと思うのですが、そうすると、財政に余裕がある市だとそれは問題ないと思うのですが、財政が厳しい市ですと、やはり一般会計の方の持ち出しがその分ふえてしまうと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

今、説明で足らなかったのはそこかと思ひまして、全体的には、今回の内示補正対応につきましては、一般財源の持ち出しは逆に1,295万円減っています。それで、なぜかといいますと、先ほども各担当課長から説明申し上げましたとおり、一つは、高崎大代線、一つは駅周辺区画整理事業、それぞれの事業において、当初、地方道路整備臨時交付金で見たものが、通常補助となったので、その裏の補助裏の部分で起債が使えますということなので、一般財源持ち出しが全体として減りましたということで、建設部自体では、一般財源の持ち出しが少なくなっております。

○柳原委員

今の説明でわかりました。私、一般財源の方が厳しくなるのではないかと思ったものから、今お聞きしました。

次に、48 ページの、住民税賦課に要する経費で、住民税システム借上料というところで、LGWAN-ASP というシステムのお話がされたのですけれども、このシステム自体はどういうものなのかというのを、もう一度、ちょっとわかるように説明いただきたいのですけれども。

○菅野税務課長

この LGWAN-ASP につきまして、経由機関であります社団法人地方税電子化協議会と各町村の間をつなぐシステムでございます。

LGWAN-ASP サービス、それぞれ英語の方で書いているのですけれども、複数の利用者が共有できるアプリケーションプログラム、ちょっとこれもまた横文字になりますけれども、自社サーバーで運用し、広域ネットワーク、これ LGWAN ということで訳すことができますと思いますけれども、LGWAN を介して、そのプログラムを各団体へ有料で提供するサービスの形態ということで解釈されております。

○柳原委員

よくわかりませんでした。例えば、国保の方でも、本年 10 月から年金から引くシステムを導入すると思うのです。国保のシステムとはどういう関係になるのでしょうか。

○菅野税務課長

国保とは全然別なシステムになっておりますので、うちの方ではあくまで、社会保険庁を経由しまして、先ほどの協議会ですか、経由してきますので、国保とはまた全然別なルートになります。

○柳原委員

国保とは全然別だということなのですね。わかりました。

いろいろ今、社会保険庁でも、コンピュータシステムが何か大分いろいろ問題があるようなので、導入するに当たっては、もう非常に慎重に、いろいろ後でトラブルが起きないように慎重にお願いしたいと思います。

○藤原委員

6 点あるのですけれども、手際よくやりますので、よろしくお願いします。

一つは、44 ページの、公営企業安定化資金で、これは高料金対策補助金にかかわる県からの借り入れということでしたが、県はこれは原資をどういうふうに調達しているのかということをお答えください。

それから、52 ページなのですけれども、認可外保育所運営費補助に要する経費で、事業費は変わらないのですが、県の支出金がふえた。ということは、補助率が上がったというふうに理解していいのかどうかということですが、まず 2 点お願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）



まず、1点目の、県原資ということでございますが、ちょっと県の方での原資の調達については把握しておりませんでした。

この借入金につきましては、宮城県全体が水道料金が全国的に高いということがございまして、もう十数年前だと思っておりますが、宮城県全体としての各市町村で行っている水道事業に対して、この高料金対策の基準に該当した場合には、普通交付税と特別交付税が当たるのですけれども、そのほかに、それぞれの自治体での一般財源相当分については、宮城県として無利子の貸付金を御用意しますということで、積極的に高料金対策に取り組んでくださいという、そういう趣旨のもとでできた制度でございます。

その原資までは、申しわけございません。把握しておりませんでした。

○小川こども福祉課長

今回の認可外保育所の運営費補助に要する経費の方の財源組み替えですけれども、補助率が上がったわけではございません。当初予算では、対象施設、該当施設として3カ所見ておいたものが、4カ所該当するというふうに見ておりますので、今回の補正増という形になっております。財源の組み替えという形になります。

○藤原委員

水道高料金の県原資は、わかったら教えてください。

その今の件ですけれども、3カ所から4カ所になって、なぜ支出が変わらなくて、そしてその県の補助金が上がるのかというのがわからないのです。3カ所から4カ所になっても、支出は変わらないのですか。

○小川こども福祉課長

当初予算で計上していた688万5,000円の中には、その分もある程度織り込んだ形で当初予算で計上しておりますので、今回、財源の組み替えだけという形になります。

○藤原委員

私、こんなのが出てくると、頭がこんがらがってしまうのです。歳出が変わらないで、収入がふえたということは、補助率が上がったとしか思えないじゃないですか。

そうでなかったら、当初予算の計上の仕方がおかしいということにならないですか。金額が小さいので、余りしつこくはやらないのですけれども、何だか、私、こういうのを聞くと、頭がこんがらがってしまうのです。

○相澤委員長

ここで休憩に入ります。休憩中に整理しておいてください。2時10分まで休憩といたします。

午後1時59分 休憩

---

午後2時09分 開議

○相澤委員長

おそろいですので、再開いたします。

先ほどの藤原委員の質問に対する回答を、こども福祉課長。

○小川こども福祉課長

説明不足で大変申しわけございません。

歳出側の方は、当初から県の補助対象施設として4カ所分見ておりました。一方、歳入側の方では3カ所分しか見ていなかったということでの差でございまして、決して補助率が変わったというわけではございません。

○藤原委員

そう言われればわかるのです。

ただ、その補助制度の仕組みでは、歳出がふえるから歳入もふえる。歳出が減るから歳入も減るという仕組みになっているのですね。ですから、歳出の方だけ4回組んで、歳入の方を3回組んだというのは、私は、補助がある事業の予算計上の仕方としては、やはりまずいと、混乱を招く計上の仕方だったというふうに思うのですけれども、それについてはどうですか。

○小川こども福祉課長

以後、整合性が合うような予算の計上の仕方を心がけてまいりたいと思います。

○藤原委員

それから、三つ目なのですけれども、54ページ、妊婦健診です。これは、私、決算でもやったのですけれども、先ほど、昌浦委員の、なぜ4月からできなかったのかという質問に対して、耐震のめどが立ったので、10月からやることにしたというふうな説明でした。

ただ、私は、それだけではないと。やはり決算委員会のとくに指摘したように、その財源措置に対する認識の不統一があったのではないかと考えているのです。

それで、実は以前、私が担当の課長のところに、「財源措置はあるのか」と聞きにいったら、「ありません」ときっぱりと答えたのです。それから、決算委員会の質疑でも、「ありません」と最初は答えていたのです。ですけれども、「一般財源化というのも財源措置でしょう」と言ったら、「いや、それはそうだ」ということになったのでしょうか。

ですから、私は、一般財源化とはいえ、一般財源措置とはいえ、5回財源措置されているのだという認識があれば、ほかの市町村と同じように5回やったのではないかと思うのです。

そこでお聞きしたいのですけれども、国の5回の財源措置はあると考えているのか、ないと考えているのか、皆さんはどうなのですか。まず、お答えいただきたい。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

財源措置ですが、前にお答えしましたとおり、地方財政計画上、子育て支援事業という大枠で、例えば平成20年度であれば、事業費総額730億円程度ということで、地方財政計画の積算の中に入れていきますという説明は国の方からは、説明といえますか、資料は来ております。

その中には、前にも申しましたとおり、例えば市町村において想定される取り組み事例ということで、児童虐待防止対策の促進、あるいは地域における子育て力の強化、ファミリー

ーフレンドリー企業の普及促進、妊産婦健診費用に対する助成といった、こういった項目立てとして、しかも取り組み事例ということで来ております。

ですので、例えばその補助金のように、1回当たり幾らで、何回が例えば補助基準ですといったような明確な通知、そういったものは全く入ってはおりません。地方財政計画上。ただ、厚生労働省側では、こうあるべきだというような回数の数字、そういった連絡は来ているというふうに聞いております。

ですので、確かに一般財源化ですので、従来の補助制度とは違って、縛りはないのです。ただし、財源措置されているか、されていないかといえば、地方財政計画上、こういった大枠で、子育て支援事業の範疇で取り組むことだということで、網羅されていると。ただ、そこには回数何回だというようなことは、もちろん交付税ですから、一般財源ですので、そういう縛りはないというふうにとらえております。

#### ○藤原委員

一般交付税措置されてはいると。しかし、明確に何回掛ける幾らというような算出はないのだと、ここでは。ですけれども、あるのか、ないのかと聞かれれば、いや、あることになっているというふうに答えざるを得ないわけですね。

それで、結局、いや、私は実は、多賀城が3回と決めたので、宮城県内も大体そんなところだろうと思ったのです。ところが朝日新聞を見たら、もう4市を除いてみんな5回になってしまったのです。

この差は一体何だったのかということ、私は非常に気にしたわけです。多分皆さんも気にしたのではないかと思うのですけれども、私は、政府が決めたことは何でもとにかくいいことだから、やれとは言いません。政府が決めたことでも、拒否した方がいいこともあるし、一概にやれとは言いません。ただ、住民が非常に望んでいて、そして、あいまいなところもあるけれども、最低5回やった方がいいというような話をやっていて、一応財源、交付税措置もやっているというようなことになった場合に、やはりそれは素直に受けとめて、5回なら5回というふうにするべきだったろうと思うです。

その受けとめの差が、私は、ほかの市町村と多賀城の違いに出たのではないかというふうに思っているのです。

なぜ、私、これを決算に続いて、また補正でもくどくどやるかということ、一般質問にも出ているのですけれども、舛添大臣が、14回無料にすることを決めたとかと言っているでしょう。今からまた補助金になるとはとても考えられないのです。またそれも恐らく交付税措置だというふうになってしまうと思うので、そのときに、多賀城市が余りみっともないことはしてほしくないと思っているわけです。子育て先進地だというふうな、そういう対応をぜひお願いしたいと思っているのです。ですからこうくどくど聞いているのです。気持ちわかりますか。

ですから、財源措置はあるのだと。よくわからないけれども、あるのだというふうには、まず肯定的に受けとめて、そして、私は、保健福祉関係のところは自主規制すべきではないと思います。やはり一番妊婦さんに直接接して、あるいは子育てに接して、頑張っている部署なので。わからなくてもいいのですから、とにかく交付税措置されていると言っているのですから、「ください」と、私はやはり保健福祉部は頑張るべきだと思います。そう思うのですけれども、まず、保健福祉部長と室長の二人の回答をお願いします。

#### ○相澤保健福祉部長

国で、基本的に5回が望ましいということで、本来、保健福祉部としてはやりたかったのですが、（「ああ、そうなのですか」の声あり）その他、先ほど市長公室長がお話ししたように、保育所とか、そちらの耐震の方がやはり急ぐということで、そちらをやらせていただきました。

あと、公室長からお話があったように、財源的に、10月からやれるぐらいの見通しがついたということで、10月から実施するというので、他の市町村より6カ月おくれましたけれども、6回を実施してまいりたいと思っております。（「決意がないですね、決意が」の声あり）大変失礼いたしました。5回でございます。

#### ○伊藤市長公室長

後段、藤原委員には、今、舩添大臣が14回というような内容の発言をしたということでございますけれども、多賀城市としまして、2市3町を含めて、県内の市の対応等にアンテナを張りまして、そのような置いてきぼりを食らわないような体制をとっていきたく、このように考えてございます。

#### ○藤原委員

あとは、一般質問も出ているようですから、その件はいいです。

それから、66ページの、特殊地下壕です。いろいろな方が質問されていましたが、私もその議案をもらった段階で気になりまして、担当の部署に聞きに行きました。それで、場所を聞いたら、休場バス停の近くだということだったので、これは第二復員省から、いわゆる海軍の残務処理をやっていた第二復員省から、米軍への引き渡し目録の中に、多賀城海軍工廠の図面等があるわけです。その図面の中には書かれていない地下壕なのです。私の記憶ではなかったと思います。

そうすると、現地に行って調べる以外にないところなのです。海軍工廠関係の地下壕だということは、まあはっきりしていると思うのです。

それで、私がここで提起したいのは、建設部の調査というのは、埋め戻しのための調査ですね。断面が幾らあって、長さが幾らあって、幾らの材料が必要かという、多分その調査だと思うのです。

私は、ぜひ、もう埋め戻してしまうのですから、できるだけ、何に使っていたのか、あるいは何か残骸、遺物が残っていないのかどうか、それをできるだけ念頭に置いて調査をしていただきたい。ですから、お金自身は国土交通省関係の補助金なのでしょうけれども、教育委員会の埋蔵文化財とも絡んで、できるだけ何に使われていた地下壕だったのかというのを、最大限解明する努力をやっていただきたいというふうに思うのですけれども、その教育部と建設部と協議をして、そういう体制はできないものかということなのですが、いかがですか。

#### ○佐藤建設部長(兼)下水道部長

おっしゃるとおり、建設部でやるのは、安全のための閉塞するというので、埋めるだけの調査でございます。

したがって、今お話しあった部分については、実際に内部調査をかけるので、委託をかけるので、そちらの方の調査会社に話すとともに、その目的、何のためにという解明という部分までは、私たちはなかなか難しいのかなと思いますので、この分については、教育部の方と相談してやっていきたいとこのように考えております。

それから、なお、先ほど来話がありました三中の前の防空壕なのですけれども、あれは昭和 56 年に、穴があいたということで、エアモルタルで閉塞をしております。

それから、もう 1 カ所ということで、先ほど局長が云々という話だったのですけれども、これは笠神一丁目で、西園寺のちょうど北側の、昔貯木場がありましたが、あそこのがけのところに 1 カ所出ているということでございますので、あわせてお伝えいたします。

○藤原委員

実際にはどういう遺物があるかとか、埋まっている可能性も高いし、なかなか見つからないとは思いますが、私は教育委員会としても重大な関心を持って、一緒に調査してもらいたいと思っているのですけれども、教育委員会の方ではいかがですか。

○鈴木教育部長

この件については、建設部とちょっと話し合いをしてみたいと思います。ただ、今、教育委員会で調査しろと言われても、どの程度できるかは、ちょっとその中身を見て、できる範囲内ということになるのか、ちょっとその辺は今後、話してみたいと思います。

○藤原委員

教育委員会主催の学術調査というわけにはいかないのですが、私も限界があると思っておりますけれども、もしかするといろいろなものが落ちていられるかもしれないので、まず、立ち会うぐらいはきちんとやっていただきたいと、まず協議をしていただきたいと思っております。

それから、次、68 ページの、高橋跨線橋なのですが、傷みがひどくて重量制限をやっていたので、それを補強するのだと。そのための委託料ということですが、この橋ができたのはいつでしたか。竣工年月日はいつになっていますか。

それから、もう 1 点、72 ページの、中央公園、先ほど、南側に仮にバックネットを移すのだというお話でしたが、利用者の皆さん方にはきちんと周知徹底しているのかという問題なのですが、その 2 点、御回答を願います。

○佐藤道路公園課長

まず、第 1 点目の、高橋跨線橋の架設年度ということでございますけれども、これは昭和 46 年でございます。

それから、中央公園整備事業の、南側に野球場をつくっていくという形なのですけれども、去年、利用者団体と 2 回ほど打ち合わせをして、合意に達している事項でございます。

○藤原委員

高橋跨線橋は昭和 46 年という、これは引き込み線ができた年ですね。その年にあわせてつくられたのだということですね。

○佐藤道路公園課長

そのように記憶しております。（「わかりました。以上です」の声あり）

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

先ほど、藤原委員の御質問でした市町村公営企業安定化資金の原資につきまして、県の方に確認いたしましたところ、県の一般財源ということだそうでございます。（「わかりました」の声あり）

○佐藤委員

34 ページの、地方交付税のところ、「頑張る地方応援プログラム」が評価されて、8,000 万円いただいたという報告がありましたけれども、どんな事業が全体として評価されたのでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

この「頑張る地方応援プログラム」につきましては、平成 19 年度から普通交付税の方にも算定されるようになりました。

それで、普通交付税に算入されているのは、個別の事業に対するものではなくて、いろいろな統計資料をもとに、頑張ったところについては正当な評価をしましょうというような趣旨でございます。

例えば、行革の実績を示す指標で、歳出削減率だったり、あるいは出生率、それからごみ処理量の減量の進みぐあい、あるいは農業産出額、小売業の年間販売額、製造品出荷額、事業所数、それから若年就業率、あるいは転入者の人口の増加率、こういったような指標をもとに、割増し算定をしましょうと。例えば数値が悪くなったからといって減額ではなくて、頑張ったところには頑張った分というような趣旨で、割増し算定ということで行われているものです。

ちなみに、平成 19 年度では割り増し分が 6,300 万円ほどございました。20 年度では 8,500 万円ほどということで、先ほど御説明申し上げた数字になってございます。

○佐藤委員

これは時限立法でしたか、3 年に限定とか、ずうっと永久に続くものではないのですね。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

これは、「当分の間」というような言われ方をしていたかと思えます。

○佐藤委員

体を壊さないように、もっと交付していただけるように頑張ってもらいたければいいのかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それから、46 ページなのですが、先ほどの最初の質問とも少しかかわってくるかと思うのですが、委託料のところ、行政経営調整に要する経費のところ、行政評価の新しい資料が今回の議会から出ました。膨大な労力が要ったかというふうに思うのですが、一方で、何か単純な数字のミスが多かったかというふうな議会だった、というふうな振り返りもしているのです。そういう中で、皆さん方のお仕事の量が、本当に大丈夫なのだろうかというふうに私は思ったのですが、急ぐ余りに、その資料の見直しがきちんとできないとか、そういうことであってはまずいのではないかというふうに思うのです。

なかなかその両方を並立させて進ませていこうというのは、難しい仕事ではあろうと思うのですが、職員の皆さんの健康にも大きな影響を及ぼすということでは、本当にこれで大丈夫なのですかという問いかけをしたいというふうに思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

多分その仕事の量の関係かなと思ってございますが、我々、ここに座っている管理監督者のやはり一つの役目なのかなと思ってございます。

一つは、仕事の配分ですか、1人の職員に過重がかからないような、やはりそういうものというのは、やはり日々の我々の管理監督者が常に見ていく部分なのかなと思ってはございます。

それから、やはりその時間外の関係も、そういう面で、仕事の平準化を図るような日々の業務の進め方を、今後とも研究していくことが大事なのかなという感じは思っております。

#### ○佐藤委員

いろいろな状況の中で、政治情勢からいって、社会情勢からいって、頑張らなければならないということとは、もう現実ですからしょうがないのですが、管理監督者であっても、人間です。健康であってこそ仕事ができるというふうに考えれば、職員互助会が今、本当に何か機能してない、あるのかなのかよくわかりませんが、ほとんど動いていないのでしょうか。そういう中で、皆さん方が愚痴を出せる場所とか、交流できる場所とか、そういうこともなくなっている中で、本当に健康に気をつけながら、市民の負託にこたえるというのは、大変な仕事だろうなというふうには思うのですが、皆さん自身の問題でもあると思います。ぜひその辺、自分たちで自浄作用といいますか、自分たちのことと、その市民と健康と引きかえながら、考えながら、本当に大事な仕事を進めていただきたいと思いますというふうに思います。何か裏と表とあって、なかなか大変でしょうけれども、その辺のところ、今過渡期、乗り越えるということが大事なのでしょうけれども、どうぞくれぐれも健康に気をつけて頑張りたいというふうに思います。

次、行きます。済みません。一つちょっと、決算委員会の中で、藤原委員が、差し押さえのところ、道路も差し押さえて、通知がみんなに行ったというようなところで、ちょっと私、説明を半分しか、ちょっと忘れてしまったのです。もう一回説明をお願いしたいのですけれども、どうしたことだったか、次の日にあの説明があったかと思うのですけれども、48ページ、市税徴収に要する経費のところ、

#### ○鈴木収納課長

それでは、藤原委員にお答えした分をもう一度お答え申し上げます。

御質問につきましては、共有地まで差し押さえなければならないのかという御質問だったと思いますけれども、宅地などの差し押さえにつきましては、その宅地と一体となって利用されている通路を切り離すことはできないということで、一体となって差し押さえるということでございます。

そうしないと、その次に、例えば公売などになって、別な人が、第三者が購入したときに、その通路の分が、他人の通路を使って自分の家に入ってしまうような形になりますので、自分の権利、その所有者の方から、私の通路を通らないでくださいという、自宅に入れなくなってしまうケースもあるわけでございます。したがって、自分の権利を持つ通路も一緒にあわせて差し押さえておるわけでございます。（「わかりました」の声あり）

#### ○相澤委員長

佐藤委員、今のは、基本的には審議外ですから、さらに詳しく知りたかったら、後ほど担当から聞いてください。（「徴収に要する経費ということでは、その手続のことではだめなのですか」の声あり）どこにあるのですか。何ページですか。（「48ページの」の声あり）今の聞いている質問の内容と、（「ちょっとその次、その次に私が今、お聞きしたい

のです」の声あり) 補正予算に関係することですね。補正予算の審議をしているのです。  
(「いいです、わかりました」の声あり) 後ほど担当で。

○佐藤委員

52 ページ、次世代育成支援行動計画策定に関する経費のところ、アンケートをとるとい  
うような説明でしたけれども、このアンケートは毎年 1 回ぐらいずつとっているのでは  
うか。

○小川こども福祉課長

これは後期の行動化計画をつくるためのアンケート調査ですので、基本的に今のところ、  
前期と後期との 5 年に一遍という形になっておりますので、5 年に 1 回のアンケート調査  
ということです。

○佐藤委員

いつの時代が変わっても、母親の望みというのは、大概同じようなものだというふうに思  
いますので、ぜひアンケートに出てきた項目を実現する、そういう方向性で、早く実現す  
る方向性で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

次です。68 ページです。道路改良費、土木費のところ、全般にかかわってお伺いするの  
ですが、東土木がなくなって、なかなか範囲が広がって、担当課も大変だというふうに  
思うのですが、その点ではいかがですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

お答えいたします。

確かに県の出先機関が遠くなったものですから、打ち合わせなどで職員が行くのは大変だ  
というのは事実でございます。

だからといって、今のところ、仙台土木事務所になったからということで、多賀城市内の  
管轄に県の施設が云々というのはございません。

○佐藤委員

実は、あるところの側溝が非常に詰まっています、そして泥をしゅんせつしてほしいとい  
うふうに言われまして、担当課に行きましたら、ここは県のですからということで、早速県  
にかけ合ってもらったのです。その後、10 日ぐらいして、私も県に電話してみたのです。  
そうしたら、担当課からは聞いていますと。しかし、県全体を見て回っているので、今業  
者に発注しているので、「いつになるかわかりません」という返事だったのです。

ことし雨も多かったし、今から台風も来るしということで、そこは詰まるとすぐ水があふ  
れて、人の家に入っていく地域なのです。ですから、とにかくそういう地域だから、急い  
でやってほしいと言ったのですけれども、私、そのときに思ったのですが、そういう軽微  
な事業は、市役所でかわりにやってあげて、そして、費用は後で県に請求するという仕組  
みはつukれないものかというふうに考えたのですがいかがですか。

○佐藤道路公園課長

今のお話は、県管理の側溝等のしゅんせつなどを、市で代行して、費用を後に県の方に請  
求できないかというような質問だと思いますけれども、県といろいろこれから話し合っ  
てみないと何とも言えないとは思いますが、そのしゅんせつ一つにしても、県と市で



施行のやり方なども当然違いますし、作業費用も当然違います。それで、会計上もなかなか難しいなと思います。

それで、うちの方の道路公園課の方では、佐藤委員から要望箇所などがあれば、直ちに処理しておりますので、そのようなお気持ちは大変理解できますけれども、なかなか県の仕事を市の方でやって、それで後で県の方に請求するというのは、なかなか会計上も難しいと思います。

○佐藤委員

市民の考える行政改革というのは、そういうことではないかと私は思うのです。たかだか、何メートルですか、四、五メートルの側溝です。県の対応で、いつ来るかわからないと、待っていていいのかというふうに思うのですけれども、とにかく工夫して見ていただきたいというふうに、それが住民の思いにこたえるいろいろな活動の仕事のうちの一つではないかというふうに思うのですが、ぜひよろしく願いをいたします。お願いして終わります。

○竹谷委員

まず、52ページ、ここのガス埋設の関係ですね、保育所、子育てサポートセンター、児童館、それからずうっといって、城南と東小、これもプロパンの埋設の関係ですね。基本的なことをお聞きしたいのですが、これは都市ガスなのですか、それともプロパンなのですか、どちらでしょう。

○佐藤管財課長

都市ガスとプロパン両方入ってまして、個別に申し上げた方がよろしいでしょうか。（「どこがプロパンで、どこが都市ガスか」の声あり）鶴ヶ谷児童館がプロパンです。それから子育てサポートセンターもプロパンです。それから志引保育所が都市ガス、それから城南小学校はプロパンです。東小学校もプロパンです。

○竹谷委員

ちょっと建設のときのいろいろな取り決めの中があると思うのですが、民間で考えると、プロパンガスの場合の配管は、プロパンガス屋さんで配管をする。これが今、城南などでアパートを建てているのは、都市ガスが入っているのに、なぜ都市ガスを使わないのだという疑問がありまして、ちょっと調べさせていただきました。

都市ガスの場合は、水道と同じく、メーターまで来る、そして家の中の埋設はその家の権利、家の財産です。プロパンの場合は、プロパン会社が、プロパンを入れたいために、全部自分の財産として管をつくるというふうになっているのです。

ですから、今聞いたのは、この公共施設の場合は、どういう取り決めになっているのか、もしプロパン会社との取り決めがそうなっているのであれば、都市ガスは当然市ですけれども、プロパンガスの関係は、これはプロパンガス屋さんにごこの工事をやっていただくということが、基本になるのではないかというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○佐藤管財課長

施設によって都市ガスだったりプロパンであったりというふうに使い分けをしているわけですが、基本的には、都市ガスが供給される地域の場合は都市ガスを優先しています。どうしてもプロパンでないとだめな施設につきましては、ボンベ庫の建物であるとか、そこからの集合管の設備以降も、市の方で設備工事費を出して工事しております。

○竹谷委員

そういう取り決めでやってきたのですか。実は、私も集合住宅をやったことがあるのですが、昔。そのときは、そういうぐあいにした場合に、管の権利は都市ガスに切りかえたときに、プロパン業界は、プロパン会社は一切権利放棄しますという契約を結ぶのです。そうでなければ、その財産はプロパン会社の財産になっているのです。これは建設のときの決め方だと思うのですが、その辺はどういうふうな決め方になっていますか。

○佐藤管財課長

プロパンと都市ガスのガスの特性だと思いますけれども、管の径が、プロパンの場合は小さい口径で済むわけなのです。都市ガスだと少し大きくしなければならぬのです。その径の関係で、いずれ都市ガスが供給されるときが来たときに、都市ガスに切りかえるために、配管径も都市ガス用の配管で施設内整備をしているわけなのです。そういうことで、市の方で負担しております。

○竹谷委員

そうすると、その管は市の財産として最初から契約をしているということですか。そうすると、そういうふうになりますと、プロパンのガス供給単価を安くしなければいけない。民間と同じようなプロパン単価でやるとおかしくなってくる。アパートの場合は、設備費用がただなので、多少高くてもそのままやっている。だからプロパン会社は本管を取るのですけれども、ではその辺はどうなっていますか。

○佐藤管財課長

申しわけありません。民間の場合のガス単価と市役所のガス単価の比較はちょっと調べておりませんでした。

○竹谷委員

ですから、その辺、甘いと言われるのです。公共事業の場合、楽だと言われるのはそこなのです。ですから、その辺を、財政がないとか、厳しくやるのであれば、そういうところも、アウトソーシングだ何だかんだと言う前に、そういうものもきちんと点検をして、できるだけ費用を削減していくような施策は、私は大事ではないかと。今まではちょっとそういうのが、建設段階で包括し過ぎてしまっているのではないかと思うのです。その甘えは、私は許してはならないのではないかというふうに思いますので、ここでそれを論議してもしょうがないですから、ちょっとそういうものも調べてみて、整合性があるのかどうなのか。

ですから、私は二つ持っているのです。事務所はプロパン、家は都市ガスなのです。家の方が 5,000 円ぐらいなのです。プロパンが 3,000 円ぐらいなのです。こういう料金体系を持つと、設備まで自分の方でやって、なぜそんなに高いのを使わなければいけないのかという疑問が出てくる。今、そういうふうに、たしかアパートなどを建てている人は、そういうふうに聞いていました。ですので、その辺も調べて、合うようにした方がよろしいのではないのかというふうに私は思います。

もし私が言っていることが問題があるのであれば、取り消しますけれども、そういうことも視野に入れてみたらいかかと思えます。

○佐藤管財課長

今、委員がおっしゃられたことを十分考慮しながら、建物全体の建築コスト、あるいはランニングコスト、解体コストまで含めた全体のコスト計画の中で考えていきたいと思いません。

○竹谷委員

46 ページで、委員長、これは補正と関係ないからというのであれば、質問をやめますが、交通安全対策と同じように、防犯の問題がちょっとあるのですけれども、それは委員会だからだめですか。（「まず聞いてみます」の声あり）

ありがとうございます。実は、防犯協会に入っている人たちに、先般、こういう意見が出たのです。指導隊とか消防団とか、そういうものについては全部、ある程度保険も出る、日当幾らと出ると。防犯協会を地区でやれ、やれ、やれ、やれと声かけをする割合には、市からのいろいろな財政援助は余らないと。やはりボランティアをやるにしても、無償ボランティアとかはないだろうと。組織に対して多少の有償的な経費というものについて、市も責任を持って見ながら、育成強化するのが当たり前ではないのですかという率直な御意見がありました。担当課で、そういう意見は聞いているのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

そういった防犯関係の推進団体の方々からは、そういう声は聞いております。

○竹谷委員

聞いているとすれば、これから地域の、当然交通安全対策も必要、消防も必要、そしてもう一つは防犯なのです。今、福祉にいけばいろいろまたありますけれども、安全・安心というものでいけばこうなのです。

ですから、こういう、せっかく地区の協会を立ち上げて、一生懸命やろうとしている方々には、やはりそれだけのものを検討すべきだというふうに思いますし、検討するというのであれば結構です。

○伊藤交通防災課長

ただいまのお話でありますけれども、私ども、防犯あるいは交通、消防、防災という四つの業務を担当いたしておりますけれども、いずれの業務にいたしましても、市民の多くの方々の理解と協力なくしては成り立たない業務であります。私ども担当に与えられました資源といいますか、人であったり、お金であったりでありますけれども、その配分されたその資源を有効に活用しながら、配分しながら、最善の努力をいたしてまいりたいとこのように存じております。

○竹谷委員

総務部長、担当部長ですから、ひとつ来年度の予算査定あたりでは、内部審議でしょうか、その辺も含めて、喜んでいただけるような体制づくりのために、お願いしておきたいと思えます。答弁はいいですから。

最後、文化財、80 ページ、私はがっかりしたのです。これを見て。きのう、あの文化財問題であれだけ議論したのに、補正予算で館前遺跡の関係が出ているのではないですか。なぜあのときに、あれだけ議論したとき、補正予算でこういうことを見ているのですか、なぜ答弁できないのですか、これ。きのうのお話ですよ、どうなのですか。

○佐藤文化財課長

決算委員会の中で、地域コミュニティ課長の方から、「この歴史の道については、補正予算で上げていますので、そのときにお答えさせていただきます」という話をされております。

○竹谷委員

館前遺跡の件、私が質問しているのです。あそこの道路なり直したり、館前遺跡もちよつと壊れているから、県に言って直していただいて、ある意味では、見学できるような体制をつくったらいいのではないですかということ提言しているのです。それで、県の予算というので、計画をつくって、県にぶつけてみてくださいと、私はこういう発言をしていますね。

今度は、県の予算ではないですね。市の一般経費で、館前遺跡の散策路をつくるのですか、きのうは県だ、県だと、県だ、県だと、県の補助来ていないでしょう、これ。ですから、その辺の整合性はどうなっているのですか。これからも市民の要望があれば、一般財源も出して、多少は整備していくのだという基本線が進むということで、これ補正を計上してきたのですか、その辺の基本線。

○佐藤文化財課長

今回の館前遺跡の散策路の整備業務については、「歴史の道・詩都景観形成事業」に係る事業なり今回の整備計画は、DCの開催により、多くの観光客が国府多賀城駅を利用し、特別史跡多賀城跡を訪れるということで、市民団体ゲートシティさんの方からも提案があり、特別史跡館前遺跡の活用も図られ、多くの方に知っていただき、見ていただきたいということで、今回、国府多賀城駅から館前遺跡の中を通して、多賀城碑の方に行く散策路の整備が計画されたところであります。

それで、今回については、整備については、国府多賀城駅の方から西側の線路沿いに行くフェンスを一部取りまして、ボックスカルバートのところにはスロープを作成し、そしてボックスカルバートの両側の方には、転落防止のバリケードを設置すると。さらに館前遺跡の方については、民家もありますので、そこに侵入されないようにバリケードを設置すると、そういった内容であります。

○竹谷委員

いや、いいんです。ですから、そうであれば、特別史跡内多賀城市がやるべきところで、県が整備すべきところではないのだとか、あそこを、いや、そこに観光課長、副理事がいるのですから、一番あそこを知っているでしょう。あなたのときに整備したのでしょうか、あそこを。でーん、でーん、でーんと、3カ所か4カ所、そして、あそこにカラー舗装していますね。あそこを遊歩道のようにずうっと。館前遺跡からもう一つ、総社宮の辺まで行っているところもありますし、それから、こちら側にもう一つ、門のような、何とか門という、あったはずです。あそこを全部カラー舗装のようにして、歩けるようにしていますね。そして全部表示していますね。ここは何があって、こうだったと。

この館前遺跡も、あれは何ですか、がけのようにしていたのですね。かつてこうありましたということをやって、復元していますね。小屋のようなところの、そうですね、たしか。あそこは県でやっている。これも、そこまで行くところでしょう、これ。

いや、だからいいのです。だから、基本的に市でやれる、市も金を出してでも整備していくのだという基本方針でやっていくのかということなのです。ですから、県、県、県、県がやらないからやらないのだ、やらないのだということではないのですねということを確認しているのです。基本的に、そのことをお聞きしたいのです。

○鈴木教育部長

基本的には、昨日お話ししたとおり、役割分担については当然、県は県の役割分担をしていただくということには変わりはありません。

ただ、今回、これに上げましたのは、先ほどちょっと文化財課長が申したとおり、いわゆる10月からDCが開催されると。それに従って、これは恒久的な道ではないということで御理解願いたいと思います。恒久的な道ではない。これは国府多賀城駅をおりますと、すぐ左手に、雨水対策用のボックスカルバートがございます。あそこを利用しながら、今回のDCの見学者のいわゆる利便性を図りたいということでの、今回のこの整備と、こういうような内容になっておりまして、したがって、恒久的な道の整備ということではないと、こういうことでございます。その辺の詳細につきましては、あと地域コミュニティ課の方から、その辺の経過について説明をしていただければと思います。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。（「委員長、いいですか、委員長、ちょっと」の声あり）

○竹谷委員

では図面出してください。わかりますから。図面、ここをこうやりますと、そうすると一番わかりますから、ここで幾ら言ってもわかりませんから。私も勘違いしているところがありますから、図面を出して、ここだけはこうやるのだと、こういうふうに説明してください。誤解したままでやってもしょうがないですから、図面を出していただくようお願いいたします。

○相澤委員長

文化財課長。図面の要求がありますが、出せますか。

では、図面を出すそうです。

あと何人ぐらい質問を考えてらっしゃいますか。

それでは10分間の休憩といたします。3時10分までといたします。

午後2時59分 休憩

---

午後3時10分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

配付されました図面の説明を求めます。最初に、道路公園課長。

○佐藤道路公園課長

それでは御説明いたします。

これは文化財の関係で、短期的な施行しかちょっと計画できませんでしたがけれども、まず、A、丸が書いてありまして、A地区、ここは駅前広場の西側になりますか、フェンスを一時取り外します。このフェンスを取り外しまして、AからBの部分というのは、これは下水

のボックスカルバートが入っておりまして、このボックスカルバートの上を歩いていくような形になります。

そして、これはちょっと平面図には書いておりませんが、これは両側にバリケードで誘導しまして、中にフラワーポットですか、そういうものを設置しまして、周景を整えるという形にします。

それから、館前遺跡の方に上っていく部分は、これはちょっと遺跡の関係で、いろいろ切ったり、盛ったりということがなかなか難しいものですから、ここはバリケードをつけるだけという形になります。

それから、館前遺跡の平場の部分についても、バリケード、それから矢印板関係で誘導していくと、このような工事でございます。

○佐藤文化財課長

今回の館前遺跡の整備・活用の関係なのですが、活用に当たっては、現在の遺跡の一部に民家もありますので、その館前遺跡の活用の面からも、早い段階で地権者と協議し、協力いただきたいと思います。その後に、公有化後に、県による発掘調査を実施、さらにその後に館前遺跡の活用に向けた環境整備が行われるということになります。今回については、どちらかというところと暫定整備的なものであります。

○竹谷委員

さっきのまず一つは、暫定だということがありましたね。これを確認します。暫定ですか。

○佐藤文化財課長

今回については暫定整備と考えております。

○竹谷委員

ここは、では暫定ですから、何月から何日までここを使用するのですか。

○佐藤文化財課長

DCの開催される10月から、一応12月までというふうに考えております。

○竹谷委員

わかりました。場所はわかりました。

ちょっと予算編成の方をお聞きします。なぜDC関係の暫定、10月から12月の暫定で、ここに道路を暫定開通をさせるものが、なぜ文化財の予算執行になるのですか。少なくとも観光事業が、観光というもの、アヤマも観光、そういうものでいけば、少なくとも教育委員会ではなく、道路にはならないと思いますし、やはり観光になってしまう、DC絡みでとなると私は思うのです。なぜここからの執行になるのですか。それを教えてください。

○伊藤市長公室長

この件に関しましては、庁内でいろいろと検討をしまして、史跡を生かすという観点から、文化財の予算に置いたということでございます。

○竹谷委員

史跡を生かす、暫定でなかったらその理屈も通ると思います。DC キャンペーンにかかわる事業としてやるとすれば、少なくとも文化財保護でなく、DC の関係での暫定整備予算ということに相なると思うのです。ですから、先ほどから、なぜかということの質問になっているわけです。

これを見て初めてわかりました。であれば、私は予算の出し方が違うのではないかと。幾ら庁内で議論しても、アヤマだって史跡を活用している、しかしあやめ園のものは別ですね。ですから、その辺が整合性がとれないです。特にここ、館脇の横断ですね、それともう一つは、ここは遊水池ですね。水路の上ですから、民間の土地ではないので、関係ないといえば、そうなるかもわかりません。ですけれども、私の論法でいけば、なぜここから予算執行なのだと、理解ができない。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

この件に関しましては、私も関係各課との協議の中に入っていましたので、ちょっとその経過をお話しさせていただきたいと思います。

まず、DC に関してなのですが、DC は、いわゆる商工観光課が窓口となってやっておりますが、DC については多賀城市全課を挙げて取り組むべき、姿勢といいますか、そういったものが必要だということで、関係各課が集まって、いろいろな協議をさせていただいております。まず大前提といたしまして。

それで、今回、「歴史の道」というふうなことで、市民団体から、せっかく DC でたくさんのお客さんが来るのに、館前遺跡を見るためには、ぐるっと遠回りをしなければいけないというふうなことで、その方々が実際現地を踏査しまして、「ここに道があったらいいのにな」というふうな御提案を受けました。

それで、ああ、なるほど、そういった、歩くのに遠回りしない方が一番いいというふうなことで、地域コミュニティ課とうちの方の教育委員会と、それから商工観光課とみんなで集まって、ではどうしようかというふうな議論をさせていただきました。

それで、先ほど、一番冒頭に言いましたように、多賀城市も、特に教育委員会としては、多賀城市の文化財というものを全国の人にぜひ見ていただきたいというふうなことで、では、私たちができることは何だろうか、道路を築造したり、こういったことについては、どちらかというと建設部の方が適当かもしれませんが、教育部としましては、実はここを上っていても、ただの丘で何も無いのです。せっかく来た方々に、ここに館前遺跡があったのだというふうなことを、ぜひ知っていただきたいというふうなことで、想像していただきたいのですが、もちろん建物は何も無い、そこは平地になっているわけですが、そこに丸太を切ったものを、簡易的に復元をしまして、DC 期間中に、ここにこういったものがあったのだというふうなことを、ぜひ見ていただいて、全国の来訪者に想像していただくというふうなことで、それは丸太を切ったものを置くので、予算的にはここには計上してないのですが、それは自前で、教育委員会職員全員でやろうというふうな話になったのですが、さあ、さて、ではそこで、この予算を今回どこにつけていこうかというとき、どこでもやれることはやれるのですが、最終的にそういった教育委員会としての、文化財を PR していくというふうなことも、この DC 期間に願いを込めまして、では、やるのだったら教育委員会に予算をつけて、一括してやったらどうだと。

いわゆる現状変更という問題につきましては、先ほど文化財課長も申し上げましたが、こういった物を置くことについては、3 カ月以内であれば、現状を変更しないというふうなことで、3 カ月間という限定で、こういった事業を組まなければならないという前提がありましたので、できるだけ後からその撤去する場合も、簡易に撤去できるようなもの、そうい

ったことを想定しまして、多少ちょっと坂になっているところの上り口のところも、雨が降ったりすると滑るので、どうしようか、安全確保も必要なのではないだろうかというふうなことで、現状変更しないように、多少土のうで足場を固めたりとか、そういったことで、できるだけ現状に手を加えない形で、今回、見ていただくというふうな計画をさせていただいて、今回、教育委員会の方で予算を計上させていただいたというふうなことで、ちょっと御理解いただけたかどうかわかりませんが、ちょっと経過説明ということでさせていただきます。よろしくをお願いします。

○竹谷委員

内容はわかりました。内容は。

ですから、これはDC、これは言うべきかなと思って、ちょっと、DC、DCと言うのなら、DCは10月から12月の一過性の問題にするなということ、私は予算委員会でも言ってまいりました。この提案と一過性の提案ですね。意味がない、であれば。ここにきて見た、「いいところを見てきたよ」とお友達を連れてきた。来たら何もなし。DCはそういうものではないでしょう。未来永劫に持っていこう、これがキャンペーンでしょう、宮城県の。これを一つの起爆剤にして。ですから、その問題、それがDCの問題、DCの関係、私はそう思います。

もう一つ、私は、予算をなぜここから出したのだということ。DC絡みなら、なぜ観光で出さないのだと。観光で、DCで、暫定でここに道路をつくりたいので、こうしたいので、最初から図面を出して説明すれば何ということはないのです。私が質問して初めて、ああ、こうだということで、図面を出してくださいと、これがわかったわけです。申しわけございません。多分皆さんわかっていたのだと思いますけれども、私はわからない。初めて、ああ、であればなぜ文化財、なぜ文化財の予算、と私は思うのですけれどもいかがでしょう。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

先ほどもちょっと申し上げましたが、多賀城市の文化財を世に、より多くの人に見ていただき、広めたいという一つ願いがございました。まずそれが第1点です。

それから、実は、先ほど、その市民からの提言を受けて、早急に私どもも協議をしたわけですが、県の文化財課の方とももちろん協議はさせていただきました。でも、恒久的な建築物についての許可ということになると、もう、結論から言うと、DC期間中には間に合わない。そうすると、間に合わせるためには、簡易なものしか、当面、先ほど言いましたように、ルール上、3カ月以内というふうなことなので、こういった形にしましたが、実は、私どもも、竹谷委員がおっしゃるように、県の方にいろいろな形で、計画書ではないにしろ、働きかけていきたいという気持ちは重々持っております。

したがって、今回は計画書という形ではなくて、現場で、実は館前遺跡も県の管轄下なのでありますが、館前遺跡をこういった形で活用して、全国の人に見てもらおうかというふうなこと、県の人にもアピールしていきたいと、今後ともですよ。

たまたま今回、この仮設したものが、県の方で、やはりもう一回撤去してくださいというふうな仮になれば、それはそれでしょうがないのですが、でも多くの方が、ここにこういうものが、道路が、「歴史の道」があったら本当にいいというふうなことが、県の人たちを動かす力にもなっていくのではないかと、というふうなことで、ではその窓口はどこかといいますと、これは教育委員会文化財課の方が窓口になるだろうということで、十分、協議の中では、商工観光課の方で予算を上げた方がいいのではないかと、というふうな議論も、も



ちろんさせていただきます。報告書がつくられていませんので、記録には残っていませんが、文化財課長も、地域コミュニティ課の課長も、総務部長も聞いています。

ですから、そういうふうなことの議論を経た上で、将来的にその「歴史の道」をつくっていくための一つの試金石として、今回、教育委員会の方で上げてはどうかという結論になったということで、御理解をいただきたいと思います。

○竹谷委員

あなたが言うことはわかります。わからないことはないです。暫定ですよ。

そして、「歴史の道」は、これから全部教育委員会所管でやるのですか。中央公園はどこでやるのですか。それはおかしい。意味はわかります。やろうとすることはわかる。予算の執行として、これが正しいのかということをお聞きしているのです。であれば、これから、飛躍しますけれども、あやめ園も文化財の予算でやっていくのですか。そうなりますよ。そういう論法でいけば、DCは観光でしょう。ただ文化財を活用しようということでしょう。ですから文化財の中身のものはいいです。少なくともこのボックスカルバートの上だけは、文化財の予算ではないと思います、これは。幾ら譲っても。私はそう思います。幾ら譲っても。

大丈夫ですか、これ、会計規定上。問題にならないですか、自分のところの金ですから、どうでもいいのではないかとさえ、そうになってしまうけれども。補助金絡みではこれはできないのではないですか、こういうことは。私はこういうやり方はおかしいと思います。いかがですか、財政をやっている方、いいのですか。これからもこういうことがあるのだということにしておくのですか。お聞きしたいと思います。

○伊藤市長公室長

まずは、先ほど教育部次長も申し上げましたとおり、最終目的は、その館前遺跡を広く多くの方にPRしようという、導入の部分でそのボックスカルバートの上を歩いていただくということでございまして、その辺はよく御理解いただきたいと思うのです。

この同じ80ページの下に、この説明の3の、埋蔵文化財啓発活動に要する経費で、遺跡看板設置業務委託、これが館前遺跡の案内板を国府多賀城駅のフェンスに、これは半永久的といいますが、持つ間、これは設置するといったような内容でございまして、最終的には館前遺跡を広くPRしようということで、文化財の予算に置いたということでございまして。（「最後、確認だけしておきます」の声あり）

○竹谷委員

そうしますと、これから「歴史の道」の整備事業は、全部文化財保護費から出すというような理解をしておいてよろしいのですか。その辺だけ確認しておきます。

○伊藤市長公室長

その件になりますと、例えば「歴史の道」を一般の住宅の中を走る道路になれば、多分、道路公園課になったり、それから、付近住民の方々との協働での取り組みで、その花の維持管理をやっていこうといったようなことであれば、地域コミュニティという可能性もあるのかなというふうな、取り組み方によっては、いろいろなところに予算づけをなされるのかというふうな考えてございまして。

○竹谷委員

今聞いていると、しっかりした根幹をもってこの予算をつくっていない。はっきり言って。これからのことがあるのです。城南の政庁大路は都市計画街路でつくったのでしょうか。あれは立派な「歴史の道」になりますね。少なくともこの分は、都市計画街路清水沢多賀城線のエリアに入っているのです、ここは。暫定といえども。

ですから、そういう意味の執行はおかしいです。それはおかしいと言っておきます。これ以上言っても、かみ合いませんから、私はこれ以上言いませんけれども、しかしながら、こういう予算組みはおかしい。

それともう一つ、そういうものであって、重大なのは、こういう説明資料は最初に出す。最初に出して、きちんと説明をして、理解を求める、これが大事ではないかと思うのですけれども、この資料の提出については、どうですか、こういう議会への提出資料はどこで所管して、どこでどうやっているのですか。その所管場所できちんと整理してください。

○澁谷総務部長

全体的に資料の提供等が総務部の総務課が窓口になっておりますので、今後も、できるだけわかりやすいような形でもっていきたいと考えております。

○昌浦委員

二つ、ちょっと確認をしながら、質問したいと思うのですが、とりあえず、68ページの、高橋跨線橋耐震診断の委託料、それから78ページの、「13歳の社会へのかけ橋づくり」事業費です。

まずもって、68ページの委託料です。高橋跨線橋上部工補強調査設計業務委託料、この当該橋梁はもう37年なのです、橋梁として架設されて。そして、これはたしか県から移管されたと、私ちょっと記憶しているのですけれども、間違いがあるとまずいのですけれども、たしかそういう感じで、今、多賀城市が所管していると。

当該橋梁は物すごくさびているのです。ですから、当然この設計業務委託のときには、あわせて、当然、足場を組むのでしょから、そのときに塗装などを将来は、そのときをもってやられるのかな。

と申しますのも、東北本線、たしか寝台特急カシオペアというのが、何時ごろなのか、本当に煩雑に上下線を走っているもので、本当に列車がとまるのが二、三時間しかないというふうに私思っているのです、この辺をちょっと聞きたいのですけれども、将来構想としては、塗装も含めて補強工事と一緒にやるのかどうか。

○佐藤道路公園課長

お答えいたします。

塗装も確かにひどくなっておりまして、この塗装の設計は、平成19年度・昨年、耐震設計と一緒に塗装の設計もしております。

今回は上部工の工事を委託するわけですが、その工事が終わりましたら、すべてその高橋跨線橋につきましては、耐震補強から、老朽化しているさび関係の塗装、それから上部工の20トンのダンプトラックが通れるような橋にしたいと。一気にそのJRの方に委託をしたいと、そのように考えております。

○昌浦委員

それでは、今委託しているのですから、おおむね何年度あたりに、その今御説明のあった工事を施行されるのか、それを確認したいと思います。

○佐藤道路公園課長

今年度は、今から補正の上部工の補強設計を完了させて、それで平成 21 年度は JR と本協議と、それから施行の協定を締結していきたいと。

それで、早ければ平成 22 年度から、これは JR 東日本の方で受託するような工事になりま  
すけれども、工事を進めていく計画でございます。期間は、約 2 年から 3 年になると思  
いますけれども、そのように計画しております。

○昌浦委員

確かに当該橋梁は、下に列車が走っていますから、恐らく工期は非常に時間がかかるのだ  
と思っていましたけれども、今の御説明でわかりました。

かわって、次が 78 ページなのですけれども、この「13 歳の社会へのかけ橋づくり」事業  
費 17 万円というのは、ちょっと金額的に随分少ないなど。たしか歳入の方では、丸々 17  
万円が多賀城市ではなくて、県などからの補助だと、県でしたか、県からもらえる予定な  
のですけれども、一体この事業、中学校 1 年生の奉仕体験活動というのは、対象は中 1、市  
内の四つの中学校の中 1 全部なのかとか、具体的にその辺ちょっと御説明いただきたいの  
です。

○小畑学校教育課長

お答え申し上げます。

市内の中学 1 年生全員対象でございます。

○昌浦委員

お願いなのですが、そういうときには、確かに奉仕体験ということで、説明が 1 回  
ありましたけれども、この四つの中学校の中学 1 年生全部ということは、例えば期間的に  
夏休みを利用するのだとか、そういう具体的なことを教えてほしいのです。ぽつぽつ、ぽ  
つぽつ答えられたら、時間だけ食ってしまうのです。よろしく。

○小畑学校教育課長

各学校さまざまな活動をしておりまして、ことしで 4 年目になるわけですけれども、今年  
度に限っては、まず多賀城中学校は、11 月 7 日に国道 45 号線沿いにプランターを設置し  
て、環境の美化に貢献するというところでございます。

それから、多賀城第二中学校は、10 月 16 日を予定しておりまして、浮島 5 号の公園の清  
掃と。

それから、東豊中学校は 11 月 21 日に、体が不自由な障害をお持ちの方を学校にお招きし  
まして、手話教室を開催して、ハンディキャップですか、車いす等を経験すると。

それから、高崎中学校は、学校周辺の環境整備を 11 月 16 日にする予定になっております。

○昌浦委員

最後の質問なのですが、どうしてこれは補正なのかと、年度当初にどうしてこの予  
算が……、入っていたのでしょうか、ちょっと見落としたのですけれども、なぜ今の時期

に、11月という予定直前にこの補正がつくのかというのが疑問なのです。そこだけ御回答ください。

○小畑学校教育課長

年度当初は、ちょっとつくかどうかわからなかったので、内示が来たということでございます。

○板橋委員

72ページの、中央公園の件でお聞きします。バックネットフェンスを南側につくり直すると。それに対して付随のフェンスも、高さが大体どれぐらいで、あとはJRまでのベースからの距離はどのぐらいあるのか、ちょっとお聞きします。

○佐藤道路公園課長

ネットフェンスの高さでございますけれども、今回12メートルの高さのフェンスを、延長にしまして約120メートルほど設置いたします。

それから、JRの線路までの距離ということでございますけれども、正確にはちょっとはかっておりませんが、30メートルぐらいあるのではないかと思います。

○板橋委員

バックネットの高さは同じ12メートルですか。それと、今、30メートル幅あれば、ボールが高く上がって、飛んでいっても大丈夫ですね。その辺ですべて、附帯的な条件を全部クリアの上で、バックネットを移動するというので、何ら問題ないということですね。その辺大丈夫なのですか。

○佐藤道路公園課長

今回の工事はネットフェンスなのです。それで、恒久的なバックネットは次年度以降につくっていきますけれども、今回の、ここで単独事業の中央公園整備事業で、100万円工事請負費を計上しておりますけれども、これは整備21年4月から玉川岩切線が供用開始になると。そうしますと、今、北側の方からプレーしておりますけれども、南の方からプレーしないと、どうしても走行車両が危険になるということで、これは暫定の単管パイプでつくったバックネットを2基ほどつくる工事を、単独費で計上しております。

そのほかに、補助事業では、ネットフェンス、そのバックネットのわきの方ですが、ずっと線路側に高さ12メートルのネットフェンスを、延長にしまして120メートルほど、今回は設置する予定でございます。

○板橋委員

列車には支障を来さないのですかと聞いているのです。その辺。野球でしょう。大人の方もあそこで試合をやるのでしょうか。そうすると、今のはわかります。道路をつくるので、野球のバックネットを南側に移しかえるというのは、それを移しかえても、30メートルぐらいの幅がJRの線路まであるので、ボールが飛んでいく心配はないということですね。そういうすべてのことを全部クリアした中での移設がえということ、設置がえということですか。

○佐藤道路公園課長

今回、12メートルのネットフェンスをつけますけれども、JR側の方に既設の約6メートルのまたフェンスがございます。それで、ファールボールが仮に飛んでも、そこの中である程度おさまるのではないかというのが、去年の利用者会議での話でございました。

○板橋委員

問題がないというのであれば、それで了解しました。

それと、あそこの公園、先行き整備し直しますね。その中で、今野球をやっているグラウンドとサッカーの練習をしているグラウンドの間に、あれは用水路ですね。あれも先行き整備になるのですか。あの現在の状態のままですうっと経緯するわけですか。その辺ちょっとお聞きします。

○佐藤道路公園課長

用水関係でございますけれども、今、サッカー場としまして、指定管理に出しているわきの用水路でございますね。（「はい」の声あり）あれにつきましては下水道計画の方で進めていくという形になります。

○板橋委員

ということは、下水道の方が所管になるわけですか。

○佐藤道路公園課長

失礼しました。あれは、私、矢中の水路とちょっと勘違いしまして、野球場と、今暫定で使っているといいますか、サッカー場の間の水路でございますね。あれにつきましては、野球場ができて上がるまでには一緒に整備をして、完了したいと思っています。あそこにも水路つくります。

○板橋委員

あのグラウンドを整備してから何年使用されているかは、ちょっとその辺、あとお聞きしますが、子供たちがサッカーの練習をしていて、ボールがしょっちゅうあの水路に落ちるのです。ことしは特に雨が多くて、あそこの水路に水がたまっているでしょう。はげが悪いために。そうすると、その都度、その都度、子供たちが、長い棒とか、あとはグラウンドのレーキを使って拾っているような現状がずっと続いているわけです。そうすると、野球のグラウンドとしてある程度整備してきたのであれば、なぜその辺までふたをかけて、利用者には便宜を図ろうという考えは一切なかったのですか。

やはり、これ最後ですから、はっきり答弁できる方にお答えをさせていただきます。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

今、子供たちが使っているところは、大路ということで、計画上は城南側の南北大路の線上にありまして、今使わせているのは実は暫定でございます。

当初、平成20年度に、実はあの辺の水路を、高平踏切のボックスカルバートができたものですから、あちらに抜くという計画でおったのですけれども、実はその玉川岩切線ができたということで、きょう御説明したように、グラウンドを変更していると。

その部分では、あそこの部分が実は置き去りにになっているのは事実なのですが、実はあそこの部分そのものが、その恒久施設の水路をつくるという考えでございませぬので、暫定的に、子供たちにサッカー場として使っていただいて、余りにもその時期が長くなっ

たものですから、このような御指摘を受けるのかとは思いますが、基本的には、水路を整備するという部分では、考えてはございません。

○板橋委員

暫定ということですが、最後ですから、何年あのまま使っていたのか、その辺もお聞きします。

ただ、ことし雨が多いために草が結構生えていますね。やはりその辺も指定管理者でお願いしているのでしたら、どちらでそれを除草するのか、やはりこれは、これからの子供たちのために、もう少し整備を、暫定でもいいのですから、暫定、暫定というのが好きなのですが、暫定でいいですから除草して、ちょっと整備していただけないでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

あそこの部分は指定管理に供してございませんで、うちの方が直接シルバー等に委託しておりますので、そのようにしたいと思います。

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 57 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 58 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

○相澤委員長

次に、議案第 58 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○相澤委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 1 の 92 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等で 3,845 万 7,000 円の増額補正、2 目後期高齢者関係事務費拠出金で 9 万 3,000 円の減額補正でございますが、これは本年度の支援金、拠出金の確定に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金等で 31 万 8,000 円の増額補正、2 目前期高齢者関係事務費拠出金で 13 万円の減額補正でございますが、これも本年度の納付金、拠出金の確定に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金で 2,902 万 2,000 円の減額補正、2 目老人保健事務費拠出金で 5 万 8,000 円の増額補正でございますが、これも本年度の拠出金の確定に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目介護納付金で 68 万 7,000 円の減額補正でございますが、これも本年度の納付金の確定に伴うものであります。

次の 100 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 5 目償還金で 221 万円の増額補正でございますが、これは退職者医療療養給付費等交付金返還金で、平成 19 年度分の確定に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目予備費で 3,373 万 7,000 円の増額補正でございますが、これは財源調整として、不足科目への充用に充てるものであります。

次に、同じ資料の 88 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 1 節医療給付費分現年課税分で 2 億 4,005 万 3,000 円の減額補正、2 節介護納付金分現年課税分で 136 万円の減額補正、5 節はこのたび新設いたしました後期高齢者支援金分現年課税分で 2 億 2,623 万 9,000 円の計上でございますが、これらにつきましては、本年第 2 回定例会で承認をいただきました国保税条例の一部改正に基づくものであります。

まず、1 点目が、療養給付費分から後期高齢者支援金分が分離されて、3 本立ての算定方式になったものであります。

2 点目が、課税限度額の変更でございまして、3 本立てのそれぞれに課税限度額が設けられて、総額は 3 万円アップの 68 万円になったものであります。

3 点目が、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の軽減措置を実施したものであります。

そして、以上の要因をもって算出いたしました精算付加額に、平成 18 年度と 19 年度の平均収納率を乗じたものであります。

次に、2 目退職被保険者等国民健康保険税 1 節医療給付費分現年課税分で 1,113 万 9,000 円の減額補正、2 節介護納付金分現年課税分で 25 万 6,000 円の減額補正、5 節はこのたび新設の後期高齢者支援金分現年課税分で 1,031 万 7,000 円の計上でございますが、これも 1 目の一般被保険者と同様の算出方法によるものであります。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で 5,506 万 9,000 円の増額補正でございます。この内訳といたしまして、1、老人保健医療費拠出金負担金でございますが、これは歳出で御説明申し上げました老人保健医療費拠出金の確定に伴い、計上済額との差額 4,222 万 8,000 円を増額するものであります。

2、介護納付金負担金も、介護納付金の確定に伴い、計上済額との差額 23 万 3,000 円を減額するものであります。

3、後期高齢者支援金負担金も、後期高齢者支援金の確定に伴い、計上済額との差額 1,307 万 4,000 円を増額するものであります。

次の 90 ページでございます。

6 款 2 項 1 目財政調整交付金で 127 万 6,000 円の増額補正でございますが、これも歳出で御説明申し上げました老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金の確定に伴うものであります。

10 款 1 項 1 目療養給付費交付金繰越金で 221 万円の増額補正でございますが、これは平成 19 年度決算に伴うものであります。

2 目その他の繰越金で 254 万 5,000 円の増額補正でございますが、これも平成 19 年度決算に伴うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 58 号を挙手により採決いたします。



本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 59 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)

○相澤委員長

次に、議案第 59 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○相澤委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 1 の 112 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

3 款 1 項 1 目償還金で 580 万 1,000 円の増額補正でございますが、これは老人保健医療費交付金及び老人医療給付費県負担金返還金で、平成 19 年度分の確定に伴うものであります。

次に、同じ資料の 110 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金で 580 万 1,000 円の増額補正でございますが、これは平成 19 年度決算に伴う繰越金であります。

以上でございます。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 59 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 60 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

○相澤委員長

次に、議案第 60 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○相澤委員長

関係課長等から説明を求めます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、資料の 124 ページと 125 ページをごらん願います。

保険事業勘定の歳出から説明申し上げます。

4 款 2 項 1 目包括的支援事業費で、補正額はございませんが、説明欄記載の 1、包括的支援事業職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○永澤介護福祉課長

次の 126 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目基金積立金で 452 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。これは平成 19 年度介護保険特別会計の確定に伴う介護給付費支払基金交付金について、翌年度精算額を積み立てるものでございます。

次の 128 ページをお願いします。

7 款 1 項 2 目償還金で 632 万円の増額補正をするものでございます。これは平成 19 年度介護保険特別会計の確定に伴い、国庫支出金等について、収入超過分を返還するものでございます。

122 ページをお願いいたします。

それでは、次に歳入について説明申し上げます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金で 451 万 7,000 円の増額補正をするものでございます。これは歳出で説明いたしました支払基金交付金の翌年度精算額でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 95 万 7,000 円の減額補正をするものでございます。これはサービス事業勘定前年度繰越金の保険事業勘定への繰り入れ及び平成 19 年度介護保険特別会計の確定に伴う一般会計繰入金の精算によるものでございます。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金で 632 万円の増額補正をするものでございます。これは歳出で説明いたしました国庫支出金等の精算返還に充てるため、基金より繰り入れるものでございます。

3 項 1 目介護サービス事業勘定繰入金で 96 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。これはサービス事業勘定繰出金を保険事業勘定に繰り入れるものでございます。

それでは、次にサービス事業勘定について説明申し上げます。

135 ページをお願いします。

歳出から説明申し上げます。

3 款 1 項 2 目保険事業勘定繰出金で 96 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。これはサービス事業勘定の前年度繰越金を保険事業勘定に繰り出すものでございます。

前の 133 ページにお戻り願います。

それでは、次に歳入について説明申し上げます。

4 款 1 項 1 目繰越金で 96 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。これは前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 60 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 61 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○相澤委員長

次に、議案第 61 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○相澤委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○櫻井下水道課長

それでは、歳出の方から御説明を申し上げます。

資料 1 の 146 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 99 万 8,000 円の追加補正でございます。

1 の、一般管理職員人件費につきましては、建設事業の事業内容変更に伴う財源組み替えでございます。

2 の、一般管理事務に要する経費の 1 節報酬及び 4 節共済費につきましては、下水道受益者負担金徴収業務における徴収状況や猶予状況を整備するため、その前段となる帳簿等の整理を、非常勤職員での対応で実施するもので、その 6 カ月分の経費として、1 節報酬で 87 万 4,000 円、4 節共済費で 12 万 4,000 円の、合計 99 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

次の、148 ページをお願いいたします。

3 項 1 目賦課徴収費につきましては、前年度繰越金の発生に伴う財源組み替えでございます。

3 項 2 目汚水管理費で 21 万円の追加補正でございます。

1 の、水洗便所普及に要する経費の 13 節委託料につきましては、排水設備申請受付等業務を上水道部へ委託することに伴い、その経費として 21 万円の増額をお願いするものでございます。

次の 150 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 2,135 万 5,000 円の追加補正でございます。

1 の、公共下水道建設事業（単独）の 11 節需用費につきましては、県事業である玉川岩切線道路改良事業に伴い、浮島第 2 污水幹線の移設が必要となり、当初はその移設に係る実施設計のみを本市で行うこととしておりましたが、県との補償協議の結果、移設工事の施行についても、県からの補償金で本市が実施することとなったことから、移設工事に係る事務費として 17 万 5,000 円を追加するものでございます。

次の、13 節委託料、污水施設測量設計等業務委託料につきましては、先ほど申し上げました玉川岩切線道路改良に伴う、浮島第 2 污水幹線の移設工事のための実施設計業務委託料として予算計上していたものでございますが、過去の設計データなどにより、委託しないで直営での設計が可能となったことから、予算計上全額の 280 万 5,000 円の減額を行うものでございます。

次の、污水施設費用対効果分析検討業務委託料につきましては、平成 11 年度に実施された下水道事業再評価から 10 年が経過したことから、国の要領に基づき事業再評価を実施するため、208 万 2,000 円の増額をお願いするものであります。

次の、15 節工事請負費につきましては、先ほど申し上げました玉川岩切線の道路改良に合わせて、当初宮城県での施行を予定していた浮島第 2 污水幹線の移設工事が、県からの補償金で本市が実施することとなったことから、移設工事費として 2,040 万円の増額をお願いするものでございます。

2 の、雨水施設整備に要する経費（防衛施設周辺整備事業分）につきましては、丸山雨水ポンプ場の地下貯水槽部用地の、地上権設定費の追加計上に伴う事業内容の組み替えでござい

ます。内容につきましては、11 節需用費で 49 万 7,000 円の減額を行い、13 節委託料で、地上権設定業務委託料として 200 万円の増額をお願いするものでございます。

これにより、事業費といたしましては 150 万 3,000 円の増額となっておりますが、この増加分につきましては、補助事業分の事業費のうち、人件費分を減ずることによって相殺しているため、補助事業規模には異動はございません。

3 の、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業）につきましては、設計などの進捗により、工事費などが具現化されてきたこと、また、污水施設同様、雨水施設に関しましても、平成 11 年度に実施された下水道事業再評価から 10 年が経過したことから、国の要領に基づき、事業再評価を実施することによる事業内容の組み替えでござい

ます。内訳につきましては、13 節委託料で、浮島雨水幹線整備業務委託料において 5,074 万 2,000 円の増額でございまして、これは当初 15 節で計上していたものが、同時期に宮城県において施行されている玉川岩切線道路改良工事として並行して行うため、宮城県へ施行を委託することとしたことから、13 節へ科目の変更を行うものでございます。

また、先ほど御説明した雨水施設費用対効果分析検討業務委託料で 291 万 1,000 円の増額、13 節につきましては、合計 5,365 万 3,000 円の増額をお願いするものであります。

次の、14 節使用料及び賃借料につきましては、陸上自衛隊多賀城駐屯地内の雨水幹線整備に伴う工事用地借上料でございまして、当初よりも工事のために必要な借地面積が増加したことから、49 万 4,000 円の増額をお願いするものでございます。

次の15節工事請負費につきましては、先ほど13節で科目変更をお願いいたしました浮島雨水幹線整備費5,074万2,000円の減額と、丸山雨水幹線の設計の進捗による340万5,000円の減額でございます。15節につきましては合計5,414万7,000円の減額を行うものでございます。

次の152ページをお願いいたします。

3款1項1目公債費につきましては、下水道資本費平準化債及び下水道事業債特別措置分の、発行可能額の増加に伴う財源組み替えでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

144ページをお願いいたします。

4款1項1目県事業費委託金につきましては、歳出でも御説明申し上げました、宮城県施行の玉川岩切線道路改良工事に伴う浮島第2汚水幹線の移設工事に係る実施設計を、本市が受託して行うことに伴う収入でございましたが、過去の設計データなどにより、委託しないで直営での施行が可能となったことから、当初予算計上全額の300万円を減額するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金で1,405万7,000円の減額補正でございます。これは、下水道資本費平準化債及び下水道事業債（特別債）の発行可能額の増加に伴い、合計1,890万円の減額要因があったものの、歳出で御説明申し上げましたとおり、非常勤職員に係る経費の追加や建設事業費等の増額に伴い、484万3,000円の増額要因があったため、結果的に1,405万7,000円の減額となったものでございます。

7款1項1目繰越金で12万円の追加補正でございます。これは平成19年度の決算において、形式収支が12万1,057円生じたことから、繰越金として収入すべく補正するものでございます。

8款2項1目雑入2,060万円の追加補正でございます。これは、歳出において説明させていただきましたが、宮城県施行の玉川岩切線道路改良工事に伴い、浮島第2汚水幹線の移設が生じたことから、その移設工事費相当分の補償金として収入すべく補正するものでございます。

9款1項1目下水道事業債で1,890万円の追加補正でございます。

3節資本費平準化債につきましては、積算根拠となるみなし償却年数が平成19年度までは44年とされていたものが、今年度より45年とされたことによるもので、1,850万円の追加補正でございます。

4節下水道事業債（特別債）につきましては、これは総務省における下水道事業に対する地方財政計画の考え方が、平成18年度において下水道事業の資本費に対する公費負担の割合が7割から6割に見直されたことに伴い、平成17年度までに借り入れた地方債に対する、公費措置の影響額相当分としての地方債の発行額が創設されたものですが、その額が確定したことに伴うことで、当初見込みで計上していたものが確定値となったため、40万円の追加補正を行うものでございます。

次に、第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

140ページをお開きください。

ただいま歳入予算補正で御説明申し上げました資本費平準化債につきましては、1,850万円の追加の5億2,930万円とするものでございます。

また、同じく下水道事業債（特別債）の追加補正により、限度額を40万円追加の8,680万円とするものであります。

補正後の限度額の合計は7億6,950万円となるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

いわゆるアパートの賦課漏れのところで、収入があったというお話を聞いたのですが、どこに反映をしているのでしょうか。

○櫻井下水道課長

昨年、無届け工事の関係での内容で、料金につきましては、7月14日に入りました。その額につきましては、今回、使用料の補正はしておりませんで、入ってございません。

○佐藤委員

それでいいのでしたらいいのです。わかりました。

○竹谷委員

151ページの、雨水施設整備、浮島雨水幹線、これは玉川岩切線ができることによって、旧県の研究所、資料館のところの裏、いつも水たまりで浮島の皆さん方が困っているわけですが、この対策によって、あの水害についてはクリアできるという設計になっているというふうに確認しておいてよろしいですか。

○櫻井下水道課長

下水道の雨水整備計画に基づく事業内容となっております。今、玉川岩切線の方をお願いしているものと、あと既設の水路、そのまま2本残るということで、大丈夫ということで確認してございます。

○竹谷委員

市長の市政懇談会を浮島集会所でやったときに、ここが水害になるので、これをやるのであれば、きちんと整備してほしいという地域住民のお話もありました。

そういう意味では、再度その辺を検証して、そういうことのないように、あの浮島雨水幹線のボックスカルバートは大きいのが入っていますので、城南の方に、あれに直接放流し

ていけば、多分、ポンプで引っ張っていただけますので、大丈夫ではないかというふうに思うのですけれども、その辺も含めて再度点検しながら、完成後にそういうことのないように、ひとつ点検をしてほしいというふうに思います。それをよろしくお願いしたいと思いますが。

○櫻井下水道課長

今の竹谷議員の御意見をいただきながら、十分対応してまいりたいと思っております。

○藤原委員

平成 19 年度までは 44 年、20 年から 45 と、要するに、平均を出すのに、下水道債の総発行額をその年数で割って平均を出して、それでその元利償還との差額が平準化債でしたね。それが 44 から 45 になると、当然平均値が下がることになるのですけれども、この 45 という数字は、今後どういう動向になっていくという見方をしているのですか。

まず、45 になったという理由をちょっと説明いただきたいのと、今後の見通しについてちょっと説明いただきたいのですが。

○櫻井下水道課長

今回のみなし償却につきましては、国、総務省より制定されておりまして、全国資産の償却年数の平均とされているというようなことで聞いてございます。

ただ、これが今後の見込みはどうなるかということにつきましては、現在承知しておりません。

(「質疑なし」の声あり)

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 61 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 62 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 1 号)



○相澤委員長

次に、議案第 62 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

● 収入支出説明

○相澤委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、154 ページをお開きください。

平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出でございます。

予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をお願いするものがあります。

1 款水道事業収益 7,763 万 5,000 円を増額し、20 億 4,434 万 5,000 円とするもので、増額の主なものは、高料金対策補助金を受けるものでございます。

次に、支出でございますが、1 款水道事業費用で 46 万 9,000 円を減額するもので、消費税及び地方消費税分の減額でございます。

次に、第 3 条は、資本的収入及び支出でございます。

予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 4 億 4,169 万 3,000 円を、1,040 万円増額し、4 億 5,209 万 3,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,332 万 8,000 円を 47 万 9,000 円増額し、1,380 万 7,000 円に、建設改良積立金 1 億 6,489 万 5,000 円を 992 万 1,000 円増額し、1 億 7,481 万 6,000 円に改めるものでございます。

詳細については後ほど御説明申し上げます。

第 4 条は、予算第 10 条を予算第 11 条とし、予算第 9 条の次に次の 1 条を加えたものでございます。

158 ページをお開き願います。

補正予算説明書の収益的収入及び収支でございます。

収入から御説明申し上げます。

1 款 2 項 3 目他会計負担金の下水道会計負担金 21 万円の増額補正は、配水設備申請受付等業務の受託収益による増額補正でございます。

次に、4 目他会計補助金の一般会計補助金 7,742 万 5,000 円は、高料金対策に伴う補助金でございます。

次に、支出を御説明申し上げます。

1 款 2 項 2 目消費税及び地方消費税 46 万 9,000 円は、預かり消費税の減によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。

1 款 5 項 1 目工事負担金で 210 万円の増額補正をお願いするものであります。これは、仙台市ガス局との共同埋設に伴う工事負担金でございます。

次に、支出でございますが、1 款 1 項 4 目その他の車両購入費で 1,250 万円の増額補正でございますが、近い将来発生すると予想されている宮城県沖地震等の災害に備えるため、給水に対しての災害用備品として加圧式ポンプ車の購入代でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○相澤委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○藤原委員

159 ページですけれども、水道事業収益の 20 億 4,434 万 5,000 円から水道事業費用の 18 億 2,169 万 3,000 円を引きますと、単純に引くと、2 億 2,265 万 2,000 円ということになるのですが、いわゆる税抜き純益額というのは幾らになりますか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

税抜きの純利益につきましては、1 号補正後、2 億 855 万 4,000 円になる見込みでございます。（「わかりました」の声あり）

（「質疑なし」の声あり）

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 62 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○相澤委員長

以上で、本委員会に付託されました議案第 57 号から議案第 62 号の平成 20 年度多賀城市各会計補正予算の審議はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あてに報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 4 時 27 分 閉会

---

補正予算特別委員会

委員長 相澤 耀司